

令和 8 年第 2 回定例会審議予定表

会期日程（会期 3 日間）

日程/区分	月 日	曜日	開議時間	案 件
第 1 日 本 会 議	6 月 2 4 日	水	午前 1 0 時	開会・会議録署名議員の指名・会期の決定・諸般の報告・委員会報告・議案上程・提案理由の説明・議案審議・討論・採決
第 2 日 本 会 議	6 月 2 5 日	木	午前 1 0 時	一般質問・議案審議・討論・採決
第 3 日 本 会 議	6 月 2 6 日	金	午前 1 0 時	議案審議・討論・採決・閉会

令和 8 年第 2 回五木村議会定例会

目 次

第 1 号（6 月 24 日）	頁
1. 議事日程	3
2. 出席議員	4
3. 欠席議員	4
4. 説明のため出席した者の職氏名	4
5. 事務局職員の職氏名	4
6. 日程第 1 会議録署名議員の指名	5
7. 日程第 2 会期の決定	5
8. 日程第 3 諸般の報告	6
9. 日程第 4 委員会報告	11
10. 日程第 5 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）	13
11. 日程第 6 報告第 2 号 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）	13
12. 日程第 7 報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書について（情報特別会計）	13
13. 日程第 8 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて （五木村税条例の一部を改正する条例）	13
14. 日程第 9 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて （五木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	13
15. 日程第 10 議案第 38 号 農業委員会の委員の任命について（松井秀夫）	13
16. 日程第 11 議案第 39 号 農業委員会の委員の任命について（中村恒雄）	13
17. 日程第 12 議案第 40 号 農業委員会の委員の任命について（尾方繁之）	13
18. 日程第 13 議案第 41 号 農業委員会の委員の任命について（豊原淳子）	13
19. 日程第 14 議案第 42 号 農業委員会の委員の任命について（森下徳光）	13
20. 日程第 15 議案第 43 号 農業委員会の委員の任命について（松永利至子）	13
21. 日程第 16 議案第 44 号 工事請負変更契約の締結について （五木村義務教育学校体育館空調整備工事）	13
22. 日程第 17 議案第 45 号 令和 8 年度五木村一般会計補正予算（第 1 号）	13
23. 日程第 18 議案第 46 号 令和 8 年度五木村国民健康保険特別会計補正予算 （第 1 号）	13
24. 日程第 19 議案第 47 号 令和 8 年度五木村介護保険特別会計補正予算 （第 1 号）	13

25. 日程第20 議案第48号 令和8年度五木村情報通信事業特別会計補正予算 (第1号)	13
26. 日程第21 質疑	27
27. 散 会	40

第2号(6月25日)

1. 議事日程	43
2. 出席議員	43
3. 欠席議員	43
4. 説明のため出席した者の職氏名	43
5. 事務局職員の職氏名	44
6. 日程第1 一般質問	45
(1) 田山淳士	45
(2) 黒木一秀	55
(3) 豊永勝彦	74
(4) 園田 久	89
7. 日程第2 質疑	95
8. 日程第3 討論	95
9. 日程第4 採決	97
10. 日程第5 議員派遣について	99
11. 日程第6 閉会中の継続審査・調査について	99
12. 閉 会	99

第2回五木村議会定例会会議録

令和8年6月24日（水）開会

（ 第 1 日 ）

五 木 村 議 会

令和8年第2回五木村議会定例会（第1号）

令和8年6月24日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 委員会報告
- 日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第6 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）
- 日程第7 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（情報特別会計）
- 日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（五木村税条例の一部を改正する条例）
- 日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（五木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 議案第38号 農業委員会の委員の任命について（松井秀夫）
- 日程第11 議案第39号 農業委員会の委員の任命について（中村恒雄）
- 日程第12 議案第40号 農業委員会の委員の任命について（尾方繁之）
- 日程第13 議案第41号 農業委員会の委員の任命について（豊原淳子）
- 日程第14 議案第42号 農業委員会の委員の任命について（森下徳光）
- 日程第15 議案第43号 農業委員会の委員の任命について（松永利至子）
- 日程第16 議案第44号 工事請負変更契約の締結について（五木村義務教育学校体育館空調整備工事）
- 日程第17 議案第45号 令和8年度五木村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第46号 令和8年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第47号 令和8年度五木村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第48号 令和8年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 質疑
- 日程第22 討論

日程第23 採決

日程第24 議員派遣について

日程第25 閉会中の継続審査・調査について

2. 出席議員は次のとおりである。（7名）

1 番 田 山 淳 士 君

2 番 黒 木 一 秀 君

3 番 西 村 久 徳 君

5 番 園 田 久 君

6 番 中 村 俊 也 君

7 番 豊 永 勝 彦 君

8 番 早 田 吉 臣 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

村 長 木 下 丈 二 君

総 務 課 長 竹 村 文 秀 君

ダム対策課長 土 肥 整 二 君

政 策 調 整 監 山 下 俊 彦 君

保健福祉課長 村 山 義 治 君

住民税務課長 大 岩 留 美 君

産業振興課長 土 肥 博 司 君

建 設 課 長 黒 木 光 重 君

会 計 管 理 者 高 田 孝 浩 君

教 育 長 西 龍三郎 君

教 育 課 長 山 尾 浩 二 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 木 野 徹 也 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） ただいまの出席議員は7名であります。五木村議会の議員定数は8名であります。したがって、ただいまの出席議員7名は地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。よって、会議は成立いたしました。

これより令和8年第2回五木村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早田吉臣君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、5番 園田議員、6番 中村議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（早田吉臣君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。6番、中村委員長。

○6番（中村俊也君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

去る6月18日火曜日役場2階会議室において議会運営委員会を開催いたしました。これに先立ち、今回6月定例会提出案件については、臨時の全員協議会を開催をし、村長、総務課長より説明をお受けしております。

今定例会での執行部提出案件につきましては、報告3件、承認2件、人事案件6件、工事変更請負契約の締結1件、補正予算4件、計16件でございます。

以上の案件を議会運営委員会で検討した結果、お手元に配付をした会期日程であります。第1日目を、本日6月24日に開会いたしまして、諸般の報告、委員会報告、議案の上程に伴う提案理由及び議案内容の説明、議案審議を予定しております。第2日目の6月25日には、一般質問、議案審議、討論、採決を予定しております。また、一般質問につきましては、4名の方から通告書が提出をされております。質問及び答弁については、簡潔明瞭をお願いいたします。

第3日目の6月26日は議案審議、討論、採決、閉会という3日間の会期で、当委員会では決定しております。

以上、会期の決定につきましては、議会運営委員会で決定をしたとおり、お取り計らいいただきますようお願いを申し上げます。議長に報告をいたします。

以上でございます。

○議長（早田吉臣君） お諮りします。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、会期は本日 6 月 24 日から 6 月 26 日までの 3 日間と決定しました。

-----○-----

日程第 3 諸般の報告

○議長（早田吉臣君） 日程第 3 諸般の報告を行います。

例月出納検査の報告を求めます。7 番、豊永監査委員。

○7 番（豊永勝彦君） 7 番、豊永です。おはようございます。

まずは、一般会計及び特別会計でございます。

五木村長 木下丈二様

五木村議会議長 早田吉臣様

五木村監査委員 牛草敏憲

五木村監査委員 豊永勝彦

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第 3 項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

1、検査の対象、会計管理者の権限に属する現金、歳計現金、一時借入金、基金、歳計外現金の出納及び保管。

2、検査現在期日、令和 8 年 4 月末日。

3、検査実施日、令和 8 年 5 月 20 日。

4、検査の結果及び意見、検査現在期日における歳計現金、一時借入金、基金、歳計外現金の保管状況は別紙のとおりで、預金通帳、保管現金を現金出納簿等と照合した結果、全て符合し、誤りなく適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納に係る諸帳簿及び証拠書類を関係帳票と照合した結果、別紙「収支計算書」の計数に誤りはなく、何ら不正非違の点も見受けられず、適正に処理されていることを認めた。

なお、参考までに検査現在期日における現金現在高は、歳計現金 2 億 3,337 万 2,887 円、一時借入金ゼロ、基金 27 億 1,224 万 4,865 円、歳計外現金 5,694 万 7,105 円、現金現在高 30 億 256 万 4,857 円でございます。

次のページに、令和 7 年度収支計算書、さらに歳計内現金管理状況の資料があり

ます。また、次のページには基金の保管状況があります。保管状況は、最終的に合計額を申し上げますが、27億1,224万4,865円でございます。

それから、次のページには令和8年4月中の基金増減の明細が付いております。御覧いただきたいと思います。さらに、その次のページには、令和8年4月分の歳入歳出外現金保管状況調があります。こちらでも合計額を申し上げますが、4月末現在で5,694万7,105円でございます。

それと、最後の2ページのほうに、本年3月と4月に行いました例月出納検査の結果が添付してございますので御覧ください

次に、公営企業会計の簡易水道事業です。

五木村長 木下丈二様

五木村議会議長 早田吉臣様

五木村監査委員 牛草敏憲

五木村監査委員 豊永勝彦

簡易水道事業例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方公営企業第27条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第2項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

1、検査の対象、地方公営企業法第27条規定による管理者の権限に属する現金、歳計現金、一時借入金、基金、歳計外現金の出納及び保管。

2、検査現在期日、令和8年4月末日。

3、検査実施日、令和8年5月20日。

4、検査の結果及び意見、検査現在期日における歳計現金、一時借入金、基金、預金残高の保管状況は別紙のとおりで、預金通帳、保管現金を現金出納簿等と照合した結果、全て符合し、誤りなく適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納に係る諸帳簿及び証拠書類を関係帳票と照合した結果、別紙「収支計算書」の計数に誤りはなく、何ら不正非違の点も見受けられず、適正に処理されていることを認めた。

なお、参考までに、検査現在期日における現預金現在高は、歳計現金8,646円、一時借入金ゼロ、基金ゼロ、預金残金3,051万8,300円、現預金現在高3,052万6,946円でございます。

次のページに、五木村水道事業会計収支表と、さらにその次に、現預金残高表があります。御覧いただきたいと思います。

それと、最後の2ページには、本年3月と4月に行いました例月出納検査の結果が添付してございますので、御覧ください。

次に、公営企業会計の農業集落排水事業です。

五木村長 木下丈二様

五木村議会議長 早田吉臣様

五木村監査委員 牛草敏憲

五木村監査委員 豊永勝彦

農業集落排水事業例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方公営企業法第27条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第2項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

1、検査の対象、地方公営企業法第27条の規定による管理者の権限に属する現金、歳計現金、一時借入金、基金、歳計外現金の出納及び保管。

2、検査現在期日、令和8年4月末日。

3、検査実施日、令和8年5月20日。

4、検査の結果及び意見、検査の現在期日における歳計現金、一時借入金、基金、預金残高の保管状況は別紙のとおりで、預金通帳、保管現金を現金出納簿等と照合した結果、全て符合し、誤りなく適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納に係る諸帳簿及び証拠書類を関係帳票と照合した結果、別紙「収支計算書」の計数に誤りはなく、何ら不正非違の点も見受けられず、適正に処理されていることを認めた。

なお、参考までに、検査現在期日における現預金現在高は、歳計現金4,000円、一時借入金ゼロ、基金ゼロ、預金残高1,077万4,139円、現預金現在高1,077万8,139円でございます。

次のページに、農業集落排水事業会計収支表、さらにその次に、現預金残高表があります。御覧ください。

それと、最後の2ページに、本年3月と4月に行いました例月出納検査の結果が添付してございますので御覧いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。5番、園田議員。

○5番（園田 久君） 5番、園田です。始めます。

令和8年度第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会報告書。令和8年3月25日。
令和8年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会2日目が、令和8年3月24日火曜日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

日程第1、一般質問は、人吉市選出の5番、田中哲議員が、質問事項を新ごみ処

理建設についてとして執行部の考えをたしました。

続いて、議案第3号及び議案第4号の当初予算案件の2件について、事務局長から補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行いました。

日程第2、議案第3号、令和8年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算は、質疑の後、簡易採決を行い、原案のとおり可決しました。

日程第3、議案第4号、令和8年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額は、議決の特例に関わるため、質疑の後、起立採決を行い、全員起立で原案のとおり可決いたしました。

日程第4、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員長報告につきまして、議会での朗読を省略し、報告書のとおり会議録に掲載することが諮られ、了承されました。

日程第5、委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会及び新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会の申出のとおり了承されました。

以上で、定例会2日目の審議を終了し、議会を閉会しました。

以上、令和8年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会2日目の議会結果について御報告いたします。

○議長（早田吉臣君） 次に、行政報告を求めます。木下村長。

○村長（木下文二君） おはようございます。

本日、令和8年第2回定例会を招集いたしましたところ、御多用の中、議員の皆様にご出席をいただき誠にありがとうございます。

今回は、令和8年度の最初の定例会開催となります。新たな執行体制のもと、役場一丸となって村の振興、課題解決に取り組んでまいり所存であります。

それでは、3月27日の臨時会以降の行政執行の主なものにつきまして、御報告いたします。

4月8日、義務教育学校五木学園の開校式が行われました。また、同日、入学式及び進級式が行われ、前期課程1年生に4名が入学し、後期課程7年生に4名が進級しました。総勢35名の児童・生徒が、大きな希望を胸に五木学園での新たな学校生活をスタートさせました。

4月9日、人吉高校五木分校で入学式が行われ、新たに10名の新入生が温かく迎えられました。

4月15日、くまもと林業大学校県南校の開校式が開催され、11名が入学されました。そのうち、6名が五木村に住まわれており、村として卒業までの間、しっかりと支援をしてまいります。

4月20日、「小川第2砂防堰堤完成見学会」に出席しました。国において令和2

年度に着手された砂防堰堤が今年3月に完成し、地元住民を含む関係者に公開されました。

4月26日には、「五木の春 新緑祭り」が子守唄公園周辺にて開催され、小雨にもかかわらず多くの来場者におこしいただきました。

4月27日、いつき保育園、五木学年、人吉高校五木分校、くまもと林業大学校県南校と五木村の五者で五木村の活性化及び人財育成に向けた教育包括連携協定を締結いたしました。保育園から大学が隣接する20年一貫の教育環境を最大限に活用し、人間力の向上と未来の村づくりを担う人材育成、村の活性化と持続的発展に取り組んでまいります。

5月8日、北九州市で九州地区道路利用者会議定時総会に出席し、その後、北九州商工会議所観光部の計らいにより、岡本観光部会長をはじめ、武内市長との意見交換を開催いただき、将来に向け多分野での連携を模索していくことで確認いたしました。

5月14日から21日にかけて、村内5会場で行政座談会を開催し、村民の皆様に振興計画を御説明するとともに、皆様からの御意見や地区の課題等をお伺いしました。各地区でいただいた御意見をしっかりと受け止め、今後の村づくりに生かしてまいります。

5月16日、いつき保育園、五木学園、人吉高校五木分校の合同大運動会が開催されました。「笑顔満開～大きな手と小さな手あわせてつくる大運動会～」のスローガンのもと、五木学園として最初の運動会となる記念すべき節目の一日となり、子どもたちの成長した姿を見ることができました。

午後からは、チャリティークラシックカーイベント「GO!GO!ラリー in 熊本2026」において、唐沢夫婦をはじめ、120台のクラシックカーが五木村を走行され、子守唄公園・かやぶき民家にお立ち寄りいただきました。多くの方に来場いただき、五木村の魅力をPRする良い機会となりました。

5月18日、村内で養殖されたウナギの実食会を開催いたしました。村の新たな特産品「くまもと五木清王うなぎ」として全国へ発信できるよう、引き続き支援してまいります。

5月22日、山梨県丹波山村で「小さな村g7サミット」に出席してまいりました。7村長で、小さな村が抱える課題や可能性について認識を共有し、相互連携を強固なものとし、我が国の地方創生を牽引する存在となることを共同宣言にて採択いたしました。

5月23日、横浜市で東日本五木ふるさと会の総会及び交流会を開催いたしました。秋には西日本五木ふるさと会を設立予定であり、五木村出身者や五木村にゆかりの

ある方々の親睦を深める機会づくりを行ってまいります。

5月28日、上京し、全国治水砂防協会総会に、翌29日には全国治水期成同盟会連合会総会に出席しました。

5月31日に、竹の川地区宅地かさ上げ及び道路改良工事着工式を、県との共催で開催しました。球磨川水系河川整備計画に基づく抜本的な治水対策により、村民の安全・安心の向上につながるものと期待しております。

6月3日、五木村防災会議を開催しました。気象庁の発表では、6月4日に、熊本県を含む九州北部地方が梅雨入りしました。改めて各関係機関と情報共有を密にしながら、防災体制の整備や災害の備えに万全を期してまいります。

6月4日、球磨川流域治水協議会に出席しました。

翌5日には、議員の皆様と共に、国・県を訪問し、ひかり輝く新たな五木村の早期実現に向けた地域振興に関する要望を行ってまいりました。国におかれては、国土交通省の廣瀬技監と林水管理・国土保全局長をはじめとした関係部局、県におかれては木村知事、両副知事のほか、関係部長にも対応いただき、村の要望をしっかりと受け止めていただいたものと認識しております。

6月11日、学校方針C o I U（コー・アイユー）と教育研究プログラム・カリキュラムの連携に関する協定を締結しました。当校は、世代や立場、地域を越えた学び合いを通じて地域課題のチャレンジと解決を目指されており、インターンシップ受入先として五木村を選定いただいております。今後、地域との交流により五木村の魅力の体感や人間力の向上、にぎわいづくりなどにつながるよう、村として支援してまいります。

6月14日、第33回球磨郡消防ポンプ操法大会に出席しました。五木村からは、小型ポンプ操法の部に第1分団が参加いたしております。

以上、行政報告とさせていただきます。

—————○—————

日程第4 委員会報告

○議長（早田吉臣君） 次に、日程第4 令和8年第1回定例会で川辺川ダム対策再建特別委員会に付託された要望の報告を求めます。1番、田山委員長。

○1番（田山淳士君） それでは、報告いたします。

五木村議会議長 早田吉臣様

五木村議会川辺川ダム対策再建特別委員会委員長 田山淳士

委員会調査報告について

調査事件について、調査結果を次のとおり、会議規則第72条の規定により報告します。

1、調査の経過。期日、令和8年5月14日木曜日と6月3日の二日間でございます。

2、出席した委員及び職員。これは議員全員が委員でございますので、7名全員出席でございます。これは8名と書いてありますが、7名に訂正をお願いいたします。これに事務局長を入れて総人数が8名でございます。

説明のために出席した職員、なし。

調査の経過。令和7年12月25日付けで提出された流水型ダム賛否を問う住民投票条例の制定について、令和8年第1回五木村議会定例会にて川辺川ダム対策再建特別委員会へ調査・審査が付託されたため、審議を行った。

5、要望の概要。住民投票の制定条例を求める要望書に対し、不採択とした令和8年12月12日付、五議第149号の回答を精査したところ、審議が尽くされていない点が見受けられるため、再度審議をお願いしたい。

6、まとめ。特別委員会は、本要望を再度不採択と決定した。委員会において、前回の採択の判断に対し、これを見直すべき新たな事情、新たな事実関係、または判断を変更するに足る特段の理由は認められず、前回通知した不採択理由に関する御指摘についても確認を行ったが、委員会としては判断過程及び結論に不合理な点はなく、令和7年12月12日付、五議第149号の決定は妥当なものと判断した。

以上、委員会報告といたします。

以上です。

○議長（早田吉臣君） ただいまの委員長報告について、全議員参加の特別委員会で質疑と討論は終了していますので、質疑及び討論は省略し、採決を行います。

先ほどの委員長報告のとおり、決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時25分

再開 午前10時33分

—————○—————

○議長（早田吉臣君） それでは、休憩前に引き続き、会議を始めます。

ただいまの委員長報告について、全議員参加の特別委員会で質疑と討論は終了していますので、質疑及び討論は省略し、採決を行います。

先ほどの委員長報告のとおり、決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、要望第1号は不採択と決定しました。

- 日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第6 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）
- 日程第7 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（情報特別会計）
- 日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（五木村税条例の一部を改正する条例）
- 日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（五木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 議案第38号 農業委員会の委員の任命について（松井秀夫）
- 日程第11 議案第39号 農業委員会の委員の任命について（中村恒雄）
- 日程第12 議案第40号 農業委員会の委員の任命について（尾方繁之）
- 日程第13 議案第41号 農業委員会の委員の任命について（豊原淳子）
- 日程第14 議案第42号 農業委員会の委員の任命について（森下徳光）
- 日程第15 議案第43号 農業委員会の委員の任命について（松永利至子）
- 日程第16 議案第44号 工事請負変更契約の締結について（五木村義務教育学校体育館空調整備工事）
- 日程第17 議案第45号 令和8年度五木村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第46号 令和8年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第47号 令和8年度五木村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第48号 令和8年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（早田吉臣君） 日程第5 議案に入りますが、議案名につきましては事務局長に朗読をさせます。

○議会事務局長（木野徹也君） それでは、議長の指示により議案を朗読いたします。

日程第5、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について、日程第6、報告第2号、事故繰越し繰越計算書について、日程第7、報告第3号、繰越明許費繰越計算書について（情報特別会計）、日程第8、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（五木村税条例の一部を改正する条例）、日程第9、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（五木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、日程第10、議案第38号、農業委員会の委員の任命について、日程第11、議案第39号、農業委員会の委員の任命について、日程第12、議案第40号、農業委員会の委員の任命について、日程第13、議案第41号、農業委員会の委員の任命について、日程第14、議案第42号、農業委員会の委員の任命について、日程第15、議案第43号、農業委員

会の委員の任命について、日程第16、議案第44号、工事請負変更契約の締結について、日程第17、議案第45号、令和8年度五木村一般会計補正予算（第1号）、日程第18、議案第46号、令和8年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第19、議案第47号、令和8年度五木村介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第20、議案第48号、令和8年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第1号）。

以上でございます。

○議長（早田吉臣君） それでは、以上の議案を一括上程します。

これより提案理由の説明を求めます。木下村長。

○村長（木下文二君） 提案理由を申し上げます。提案いたしております議案について御説明いたします。

今議会へ提案いたします議案は、報告案件3件、専決処分の承認案件2件、人事案件6件、工事請負変更契約案件1件、補正予算案件4件の計16議案であります。

報告第1号は、一般会計において令和7年度から繰り越しをいたしました繰越明許費の計算書を報告するものであります。

報告第2号は、一般会計において令和7年度繰越明許費に係る経費を繰り越しといたしました事故繰越しの計算書を報告するものであります。

報告第3号は、情報通信事業特別会計において令和7年度から繰り越しをいたしました繰越明許費の計算書を報告するものであります。

承認第2号及び承認第3号は、専決処分の承認をお願いするものであります。

議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号及び議案第43「農業委員会の委員の任命について」は、農業委員の任期満了に伴い、新たに農業委員を選任することについて議会の同意をお願いするものであります。

議案第44号「工事請負変更契約の締結について」は、契約締結に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第45号「令和8年度五木村一般会計補正予算（第1号）」は、既決予算に歳入歳出それぞれ5億2,238万2,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を55億9,115万5,000円とするものであります。

主な歳出といたしまして、人事異動に伴う人件費のほか、県から交付いただく5億円の五木村振興基金積立金や、落雷によって不具合が生じている防災行政無線や五木学園体育館火災報知器の修繕料を計上しております。

議案第46号「令和8年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、既決予算から歳入歳出それぞれ81万4,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれの総

額を1億3,379万3,000円とするものであります。

人事異動に伴う人件費の減額を計上しております。

議案第47号「令和8年度五木村介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、既決予算から歳入歳出それぞれ55万4,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれの総額を2億1,509万4,000円とするものであります。

人事異動に伴う人件費の減額を計上しております。

議案第48号「令和8年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第1号）」は、既決予算に歳入歳出それぞれ157万7,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を5,415万8,000円とするものであります。

以上でございます。これらの議案の詳細につきましては、職員から説明いたしますので、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（早田吉臣君） それでは、報告第1号から報告第3号までの説明を求めます。

竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、報告第1号から第3号まで、続けてになりますが、よろしくお願いします。その前に、お手元に右肩に総務課という資料を置いてあります。こちらのほうでも説明をいたしますので御用意いただければと思います。

それでは、まず報告第1号です。繰越明許費繰越計算書について。令和7年度五木村一般会計補正予算（第7号）第2表の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するということで、先ほど申しました資料の1枚おめくりいただいて1ページ目、右肩にページを付けております。こちらのほうで説明したいと思います。

まず、上からなんですが、総務費の総務管理費、戸籍住民登録費合わせまして、総務費、総事業費が729万4,000円、翌年度繰越額が502万6,000円ということで、財源につきましては右側に書いてありますが、国庫支出金、県支出金になっております。

続きまして、その下の衛生費です。保健衛生費の梶原地区簡易水道施設改修事業外2件が総事業費が8,472万円、翌年度繰越額が3,810万円、財源の内訳が地方債、これは過疎債ですけれども2,760万円、その他40万円は地元の負担金になります。一般財源が1,010万円です。

中央よりちょっと上ですけど、農林水産業費、林業費で森林環境保全整備事業、総事業費が3,895万9,000円、翌年度繰越が1,433万9,000円。財源的には県支出金が417万1,000円、それから980万円、一般財源が当たっております。

次に、中央付近、商工費です。いつきちゃん商品券事業ということで総事業費が2,780万円、翌年度繰越額が120万円でございます。

その下の土木費の道路橋梁費及び住宅費合わせまして、土木費の計が総事業費が3億6,883万円、翌年度繰越額が1億3,864万6,000円、財源的に国庫支出金、五木村の振興基金、地方債等を充てているところです。

その下、教育費になります。中学校費で五木村義務教育学校校舎（職員室）改修工事及び五木村義務教育学校体育館空調設備工事、教育費合わせまして総事業費が1億100万円、翌年度繰越が6,312万9,000円ということで、財源的に国庫支出金、これは地方債、一般財源となっております。

最後になりますが、災害復旧費です。農林水産業費、林道災害ですね、村道災害になります。災害復旧費合わせまして7億3,756万6,000円、翌年度繰越額が4億1,403万6,000円となっております。国庫支出金、地方債、一般財源と財源的にはなっております。

一番下の合計ですが、繰り越した額の総事業費ですけれども、総事業費が13億6,616万9,000円、翌年度繰越額が6億7,447万6,000円、財源的な内訳で国庫支出金が4億6,517万7,000円、県支出金が491万6,000円、振興基金が8,032万8,000円、地方債で8,810万円、その他で1,020万円、最後に一般財源が2,575万5,000円になります。

報告第1号は以上でございます。

続きまして、報告第2号に移りたいと思います。報告第2号、事故繰越し繰越計算書について。地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和7年度五木村事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告するというので、これも先ほどの資料の2ページを御覧いただきたいと思います。ここは去年もお示ししたんですが、前段で事故繰越しとは何ぞやということで書いておりますので、後ほどでも御覧いただきたいと思います。今回、事故繰越しが災害復旧費、農林水産業費の災害です、林道相良五木線外1件の災害復旧費です。支出負担行為額が5億2,360万円。翌年度繰越額が2億5,276万円。財源的の内訳は、県支出金、地方債、一般財源となっております。

その下の、村道白蔵線地すべり災害復旧事業です。支出負担額が1億円、翌年度繰越が9,860万円。財源的には国庫支出金がすべてでございます。災害復旧費、事故繰越し合わせまして6億2,360万円、翌年度繰越額が3億5,336万円、国庫支出金が9,860万円、県支出金2億4,660万3,000円、地方債で650万円、一般財源で165万7,000円です。

以上が報告第2号の事故繰越計算書です。

続きまして、報告第3号に移ります。繰越明許費繰越計算書について。令和7年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第4号）第1表の繰越明許費は、別紙の

とおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するということで、資料の先ほどの続きです、2ページのところですけれども、一番下に報告第3号、繰越明許費計算書についてということで情報通信事業特別と書いております。

款項、総務費、総務管理費で事業名が光ケーブル移設工事、これは川辺川流水型ダム事業予定地です、いわゆる水没予定地です。総事業費が697万4,000円、翌年度全額繰り越ししております。その他の財源ということでとで697万4,000円です。

一番下に※で書いております。これは昨年度12月に補正予算を組みました。水没予定地内ある光ケーブル、あるいは自営柱等の移転で、先ほどのその他の財源697万4,000円、これは国土交通省の補償金になります、全額入ってくるものです。工事的には7月中、もう終わるということでした。7月中には完全に移転してしまうということでございます。

以上をもちまして、報告第1号から第3号までの説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、承認第2号から承認第3号までの説明を求めます。大岩住民税務課長。

○住民税務課長（大岩留美君） よろしく申し上げます。それでは、それぞれ御説明申し上げます。

承認第2号からです。専決処分の承認を求めることについてです。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次をお願いします。

専決第2号、専決処分書。

地方自治法第179条の第1項の規定により、別紙のとおり専決する。

令和8年3月31日でございます。

専決処分は、五木村税条例の一部を改正する条例でございます。

専決の理由を申し上げます。令和8年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正するなどの省令の一部を改正する省令、令和8年総務省令第45号、第46号及び第45号の地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布され、原則として令和8年4月1日から施行されることに伴い、関係規定を整理する必要があるため、専決処分を行うものでございます。

次をお願いします。五木村税条例の一部を改正する条例。五木村税条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、第18条の3から第91条までと附則第6条から第20条

の3まででございます。

改正についての概要も御用意しておりますが、主なものを説明いたしますので、お手元に住民税務課の資料をお願いいたします。資料のほうはタブレットにも入っておりますが、今日、こちらのほう、紙でも置いておりますので、タブレットのほうが大きくできるので見やすいかもしれません。

まず、個人住民税関係でございます。条例第34条の7は、寄附金税額控除の改正でございます。ふるさと納税制度の見直しにより、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正と個人住民税の特別控除額の上限の設定などがございます。

第36条の3の3は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の見直しで、令和9年からの適用になります。所得税におきまして扶養親族等申告書の提出が不要な場合であっても、個人住民税においては扶養親族等の必要な情報が得られるよう提出義務の範囲を拡大するものでございます。

次に、固定資産税でございます。条例第63条は、固定資産税の免税点の改正で、物価指数等が上昇していることを踏まえた見直しになります。土地は30万円据え置きですが、家屋が「20万円」から「30万円」、償却資産が「150万円」から「180万円」に改正となります。適用は令和9年度からになります。

次に、軽自動車税でございます。条例第18条の3、第80条以降につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止及び軽自動車税種別割の名称変更等になります。環境性能割の廃止によりまして軽自動車税種別割から軽自動車税に名称を変更されたことに伴う関係規定の改正になります。環境性能割廃止に伴いまして地方税の減収分は、国の責任で安定財源を確保することになっております。また、これまで説明しました改正に併せて必要な附則についても改正されるものでございます。

最後に、今回の改正は、原則施行日は令和8年4月1日となりますが、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等によりまして、異なる施行日を一括して改正するものでございます。

以上、承認第2号について御説明いたしました。

続きまして、承認第3号についてでございます。資料のほうをお願いいたします。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条の第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次をお願いします。専決第3号、専決処分書。

地方自治法第179条の第1項の規定により別紙のとおり専決する。

令和8年3月31日付でございます。

専決処分は、五木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

専決の理由を申し上げます。令和6年に公布した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設され、子ども・子育て支援納付金を賦課徴収するとされることと、令和8年3月31日に地方税法施行令等の一部を改正する政令等がそれぞれ公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴い関係規定を整理する必要があるため専決処分を行うものでございます。

次をお願いします。五木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。五木村国民健康保険税条例の一部を、次のように改正する。

改正の内容につきましては、第2条から第23条5までと附則の改正でございます。最後のほうに改正の概要も用意しておりますが、こちらも主なものを説明いたしますので、住民税のほうの資料を手元をお願いいたします。

それでは、説明します。今回の改正では、子ども・子育て支援法の一部改正に基づき、令和8年度から全世代、全経済主体で子育て世帯を支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして子ども・子育て支援金制度が創設されたことに伴いまして国民健康保険税と合わせて賦課徴収するため条例の改正が必要になったものでございます。

まず、条例第9条の3から5につきましては、子ども・子育て支援納付金の課税額の主な算定構造を規定しております。県から示された市町村標準保険料率を参考に、所得割率0.25%、均等割額1,300円、18歳以上の均等割額10円としております。これは令和9年度以降は移行期間もございますが、原則、県から示される市町村標準保険料率に統一されなければならないことから、賦課方式は所得割と均等割の2方式、税率共に合わせることにするためでございます。子ども・子育て支援納付金分の課税見込額が、仮に資料のような世帯の場合、試算しますと年額2,700円ほどの増加となる見込みでございます。そのほか、それぞれの所得ごとの試算表を上げておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

そのほか、条例第3条が限度額の改正でございますが、こちらは資料の次のページになります、4ページになります。今回の改正で医療給付分を「66万円」から「67万円」に、新設で子ども・子育て支援金分を3万円とし、そのほかは据え置きとしております。

次に、第23条からは、低所得者及び未就学児、産前産後期間、子ども・子育ての軽減措置になります。軽減判定基準額の算定方法を示しておりますが、5割軽減と2割軽減の部分にそれぞれ引き上げることとしております。数字のほう、線のほうを引いているところでございます。

最後に、条例の改正文の最後のページをお願いします。説明資料ではなくて、専決処分の方の資料になります。附則になります。この条例は、令和8年4月1日から施行するとし、適用区分は令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるということしております。

今回の改正により新設されました子ども・子育て支援納付金賦課額につきましては、国民健康保険運営協議会へ諮問しており、熊本県で保険料率が統一されることを考慮すれば、賦課方式、税率が総合的に判断し適当であるとの答申をいただいております。また、その内容につきましては、村民に十分周知を行うこととされておりますので、7月に予定されております保健福祉課の事業説明会において、その内容の説明を行うよう計画がされているところでございます。

承認第3号につきまして御説明いたしました。

以上、承認第2号、承認第3号についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（早田吉臣君） ここで暫時休憩をいたします。11時15分までお願いします。

—————○—————

休憩 午前11時03分

再開 午前11時16分

—————○—————

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第38号から議案第43号までの説明を求めます。木下村長。

○村長（木下丈二君） 議案第38号、農業委員会の委員の任命について。

五木村農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、生年月日についてはお手元の資料のとおりであります。

氏名、松井秀夫。

提案理由。農業委員の任期が令和8年7月19日に満了することに伴い、新たに農業委員を選任する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

今後、第43号までは同文でございますので、提案理由は割愛をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議案第39号、農業委員会の委員の任命について。

五木村農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名、中村恒雄。

住所、生年月日についてはお手元の資料のとおりであります。

議案第40号、農業委員会の委員の任命について。

五木村農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名、尾方繁之。

住所、生年月日についてはお手元の資料のとおりであります。

議案第41号、農業委員会の委員の任命について。

五木村農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名、豊原淳子。

住所、生年月日についてはお手元の資料のとおりであります。

議案第42号、農業委員会の委員の任命について。

五木村農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名、森下徳光。

住所、生年月日はお手元の資料のとおりであります。

議案第43号、農業委員会の委員の任命について。

五木村農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名、松永利至子。

住所、生年月日はお手元の資料のとおりであります。

合計6名でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第44号の説明を求めます。山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） おはようございます。それでは、議案の説明をいたします。

議案第44号、工事請負変更契約の締結について、次のとおり工事請負変更契約を締結する。

1、契約の目的。五木村義務教育学校体育館空調設備工事。

2、契約金額。当初5,496万7,000円。変更5,581万2,148円。増額84万5,148円です。

3、契約の相手方。熊本県人吉市上薩摩瀬町1407の4。日建電設株式会社人吉支店です。

提案理由につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、当該契約は議会の議決に付する必要があるということでございます。

具体的な理由につきましては、お手元の教育委員会の資料を御覧いただければと思います。タブレットのほうにも掲載しておりますので、1ページのほうを御覧いただければと思います。資料の左下のほうに変更理由を書かせていただいております。今回の変更につきましては、室外機の附帯工事ということで、安全防護ネットの追加の分を変更しております。8基分という形でございます。

理由としましては、体育館周辺での児童・生徒が室外機に接触することによります事故防止の観点から、安全対策として防護ネットを追加設置するものということでございます。

また、将来的に、今、新校舎を建設しておりますけれども、完成後の校舎一体型で体育館を活用するに当たりまして、特に低学年については安全対策の必要性があるということから、学校からも強い要望があったということで今回、変更を行うということでございます。

主な理由につきましては、以上でございます。

右側に、参考で図面を付けさせていただいております。上のほうが防護ネットの形状等の図面になります。右下につきましては、配置図ということで、8基の分の赤の部分について設置するというものでございます。

以上で、議案の説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第45号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、議案第45号、一般会計の補正予算の説明を申し上げます。

1ページ、おめくりいただきたいと思っております。

令和8年度五木村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,238万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9,115万5,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

その下が債務負担行為の補正です。

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

次の2ページをお願いします。第1表の歳入歳出予算補正ですが、まず、歳入のほうから申し上げます。補正予算額のみを申し上げます。国庫支出金の国庫補助金で7万7,000円、県支出金の県補助金で5億ちょうどでございます。財産収入の財産運用収入及び財産売払収入、合わせまして333万6,000円、繰入金で1,021万9,000円、一番下の諸収入の雑入で875万円です。一番下の歳入合計額が、補正前の額50

億6,877万3,000円、補正予算額が5億2,238万2,000円、合わせまして55億9,115万5,000円です。

次の3ページが歳出になります。こちら、補正予算額のみ申し上げます。一番上から総務費の総務管理費と徴税費、合わせまして5億770万1,000円です。民生費の社会福祉費で減額の327万5,000円です。衛生費の保健衛生費で108万5,000円です。農林水産業費の農業費、林業費、合わせまして減額の161万5,000円。その下の商工費です、商工費で、こちら減額の37万8,000円、土木費の道路橋梁費で455万1,000円、消防費で1,271万5,000円です。一番下になりますが、次のページにもまたがっております、教育費の教育総務費から、次のページになりますが、社会教育費まで合わせまして86万2,000円です。

4ページに入りますが、災害復旧費です。災害復旧費の公共土木災害復旧費で11万円ちょうどでございます。歳出合計が50億6,877万3,000円、補正予算額が5億2,238万2,000円、合わせまして55億9,115万5,000円になります。

次のページ、5ページをお願いします。第2表の債務負担行為の補正ということで事項等書いております。所管的には産業振興課ですが、道の駅子守唄の里五木温泉施設夢唄整備工事監理業務委託、期間が令和9年度、限度額が1,000万でございます。その下は、こちらの道の駅でございます、の温泉ですが、夢唄の建築工事、こちらの期間が9年度で、限度額が2億3,000万円です。最後になりますが、こちら温泉夢唄です。電気機械設備工事、9年度までで限度額1億1,000万円です。合わせまして、一番下ですが3億5,000万円となります。

次に、事項別明細の歳出にいきたいと思います。10ページをお願いします。前段ですが、多岐にわたっておりますけども、全体的に令和8年4月1日で異動がっておりますので人件費の増減が主になってきておるところでございます。

10ページの一般管理費、今申し上げた人件費の増減がほとんどでございます。財政調整基金、目になりますが、公共施設整備基金積立金が138万6,000円、その下、18、目になりますが生活交通対策費で印刷製本費が減額しております、200万。その下が委託料で新交通体系運行に係る業務委託料ということで500万。それから一番下になります、五木村振興基金で積立金です、五木村振興基金積立金で5億。その利子になりますが135万円です。

続きまして、11ページの人件費の変更です。割愛させていただきます。すみません、前段で申し上げます。職員につきましては、令和8年4月に新規採用2人、異動が18人ございましたので、その増減額です。

その下の12ページをお願いします。民生費になりますが、上のほうは人件費がほとんどです。3目の国民年金、中央付近ですけど、委託料です、一番下の国民年金

システム改修業務委託料ということで100万1,000円です。

次の13ページをお願いします。こちらは衛生費になりますが、一番下になります、環境衛生費の工事請負費で竹の川公衆トイレ解体工事で60万円。

14ページの人件費の増減です。

次の15ページもお願いしたいんですが、こちらについても商工費、土木費ありますけども、こちらもすべて異動に伴う人件費の増減です。

次に16ページでございます。一番上の消防費の非常備消防費で、報償費ですが退職消防団員永年勤続功労金ということで、いわゆる通常私たち退職金とっていますが、功労金で、これは五木村独自の決まりにより払うものです。22万円です。真ん中、消防施設費で防災行政無線仰烏帽子中継局修繕料で1,200万円、災害対策費で通信運搬費を49万5,000円計上しております。

それから、16ページの一番下ですが、教育費になります。教育委員会管理費ということで需用費の修繕料ですが、五木学園第一校舎体育館火災報知器修繕料で50万円計上しております。

次に、一番最後になりますが、17ページです。こちらも教育費続きますけども、2目の中央公民館費です、こちらも修繕料になります。西地区集会室外灯取替修繕料で60万円を計上しております。

18ページからは給与明細費になっておりますので、後ほどでも御覧いただきたいと思えます。

続きまして、歳入です。8ページをお願いします。少々飛びますが、中央付近、県支出金の総務費補助金で五木村振興交付金、振興基金になりますが、5億円です。

若干飛ばさせていただきます、9ページをお願いします。上から財政調整基金繰入金が661万9,000円、その下が公共施設整備基金繰入金が60万円、一番下、五木村振興基金繰入金で300万円計上しております。それから、一番下の20款になりますが、諸収入の雑入に建物共済として875万円を計上しております。これは先ほどの防災無線、雷ですけども、防災無線と中学校体育館の雷による故障の補償金、7割程度で今のところ計上しておるところでございます。

以上で、議案第45号の説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第46号から議案第47号までの説明を求めます。村山保健福祉課長。

○保健福祉課長（村山義治君） それでは、議案の説明をいたします。議案第46号について説明いたします。

予算書1ページを御覧ください。令和8年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところとする。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,379万3,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページ、3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正です。歳入、繰入金、一般会計繰入金、補正予算額が81万4,000円の減額でございます。歳入合計が1億3,379万3,000円となります。

次に、3ページ、歳出です。総務費、総務管理費、補正予算額81万4,000円の減額。合計1億3,379万3,000円でございます。

続きまして、歳出明細7ページを御覧ください。歳出につきましては、4月の人事異動に伴う職員人件費の補正でございます。歳入につきましては、一般会計からの繰入金を充てております。

以上で、議案第46号の説明を終わります。

次に、議案第47号の説明をいたします。予算書1ページを御覧ください。タブレットに掲載しております保健福祉課予算資料を御覧いただきながらお願いいたします。

令和8年度五木村介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,509万4,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページ、3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正です。補正予算額のみ申し上げます。1、保険料、介護保険料21万3,000円、国庫支出金、国庫補助金35万3,000円、県支出金、県補助金17万6,000円、繰入金129万6,000円の減額、トータル55万4,000円の減額で、2億1,509万4,000円となります。

3ページ、歳出です。総務費、総務管理費147万2,000円の減、地域支援事業費91万8,000円、トータル55万4,000円の減、2億1,509万4,000円となります。

続きまして、歳出明細となります。8ページを御覧ください。まず、一般管理費でございますが、ここは人事異動に伴う職員人件費の補正でございます。

次に、包括的支援事業費でございます。まず、これは五木村地域包括支援センターの業務一部を委託するもので、90万円を計上しております。これにつきましては、

保健福祉課の資料を御覧いただきたいと思います。補正理由といたしましては、五木村地域包括支援センター業務におきまして職員の退職によりましてケアマネジャーが不在となるため、職員が担っていたケアマネジメント業務を村内介護事業所に委託するものでございます。地域包括支援センターといたしますのは、市町村が設置主体となりまして、保健師、社会福祉主任、介護支援専門員、ケアマネジャー、三職種のアプローチによりまして住民の健康保持、生活の安定のために必要な援助を行うことにより保険費用の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としてつくられた施設でございまして、五木村地域包括支援センターは平成18年4月に設置しております。

中身の業務につきましては、介護予防教室の開催であったり、総合相談事業、また包括的ケアマネジメント業務でございまして、その中の介護予防ケアマネジメント業務、介護予防ケアプランの作成等を委託するものでございます。

次に、6ページ、7ページを御覧ください。歳入でございます。歳入につきましては、一般会計からの繰入金、包括的支援事業費の財源といたします国・県からの交付金、保険料を計上し、それに財源として充てております。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第48号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、議案第48号、情報通信の特別会計の補正予算でございます。

1ページ、おめくりいただきます。令和8年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ157万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,415万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。まず、歳入の補正予算額のみ申し上げます。一番上、諸収入の雑入で45万3,000円、その下が繰入金で112万4,000円です。歳入合計が補正前の額5,258万1,000円、補正額157万7,000円、合わせまして5,415万8,000円です。

次のページ、3ページになります。歳出です。こちらも補正予算額のみ申し上げます。総務費の維持管理費で157万7,000円です。一番下、歳入合計が補正前額5,258万1,000円、補正予算額157万7,000円、合わせまして5,415万8,000円の計上でございます。

次に、事項別明細の歳入からいきたいと思います。6ページになります。歳入ですが、諸収入の雑入で新規開通分配線及び宅内配線工事代金として45万3,000円計上しております。次に、その下の表、繰入金で一般会計繰入金が112万4,000円です。

次のページ、7ページが歳出になります。ここで若干説明申し上げますので、先ほどの総務課の資料を手元に置いていただければと思います。右肩に総務課という資料です。歳出です。総務費の維持管理費でケーブル施設等修繕料ということで157万7,000円を計上しておるところです。先ほどの資料なんですが、5ページをお願いしたいと思います。5ページ、写真等を付けております。予算の表は付けておりますが、その下に、まず1カ所の修繕料として、これは張り替えになりますが、村道白岩戸線沿いに地主さんが立木を伐採して搬出するというので、これが支障になるということでケーブルの移設と自営柱の移設、約50メートルほどを移設するものです。これが112万2,000円になります。(2)で、これは工事現場のハウスです、事務所と申します、これは3カ所に光ケーブル等を引き込む作業です。三者ありますが、右側の2つの写真です、これは野々脇になりますが、ここが2者希望されているところなんです。その下が水没予定地です、旧中学校のグラウンドの下の段になりますけども、ここに事務所を建てるということで、合わせて3カ所の事務所設置に伴う光ケーブルの接続でございます。

以上で、議案第48号の御説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） それでは、議案の説明が終わりました。

-----○-----

日程第21 質疑

○議長（早田吉臣君） 次に、日程第21 議案の質疑を行います。

報告第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。繰越明許費です。質疑ございませんか。6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 報告第1号の繰越明許費、ここに資料がありますが、私は1点だけ、繰越明許費ですから、工期というものはすぐできるものとできないものがあるかもわかりませんが、そういうスケジュールは今年度中に終了するのかちょっとお伺いします。私が興味があるのは梶原地区の簡易水道はどういうスケジュールでどれぐらいに完了するのか、ちょっとそのあたりもお伺いします。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） おはようございます。

それでは、繰越明許費の中の梶原地区の簡易給水施設の改修工事ということで、タブレットの中に資料を格納させておりますが、梶原地区、急速ろ過器を設置するというので工期が今年ですけど令和8年1月29日となったところでございますけ

れども、これにつきましてはなぜ1月なのかということは、前段の水道施設の管理道の工事が終わった後、1月29日に入札になったと、繰越になりまして、ここに書いてありますとおり今年の11月30日に完了予定でございまして、進捗率のほうで40%というふうに書かれておるところでございます。

以上です。

○議長（早田吉臣君） ほかにございませんか。7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） 今、総務課の資料のほうで1ページのほうにですね税務課の今回繰越計算書が付いております。今、6番議員さんからお尋ねがあったように、建設課関係については資料のほうで全部提出をされておまして、それぞれの路線当たりの工期と進捗状況を記載されておりますが、そのほかの課で、例えば林業費あたりとか商工費等ですね、総務課もですが、繰越をされて、いつぐらいまで終わられるのかという予定がわかるのであれば、後でもいいですので資料をいただければと思います。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） この定例会の前に各課長集まって議案協議をいうものを行います。そのときに各課で進捗率の資料はつくって出してくれとっておりますので、総務課でまとめてというのは時間がかかりますので、各課から提出をさせたいと思っております。

○議長（早田吉臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） それでは、これで質疑なしと認め、報告第1号の質疑を終わります。

ここで、お昼のため、暫時休憩いたします。1時から再開します。

-----○-----

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、報告第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） 事故繰越しの内容についてちょっとお尋ねしますが、今回、事故繰越しが白蔵線の地すべりと林道災害関係で2件、事故繰越しになっています。白蔵線の地すべりについてはですねこれまでも何度もいろいろ進捗状況あたりを御説明いただいておりますのでわかっておるつもりですが、林道の相良五木線外1件の事故繰越の原因といいますか、総務課の資料で事故繰越にする場合の要件というの

が、例えば暴風とか洪水とか地震とかいろいろな理由がありますけども、この2件の事故繰越しの理由が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

この事故繰越しの災害復旧費の農林水産施設の災害復旧費ということで、議員がおっしゃいました林道の分でございます。まず、林道相良五木線災害復旧工事の理由でございますが、こちらは工事の内容としまして災害復旧延長が492メートル、補強土壁工と簡易法枠工、舗装工という内容でございますが、このうちの簡易法枠工につきまして、重変を2回ほど経過しまして、要は増破ですね、ちょっとした降雨による増破で面積が広がったのと、さらに施工中にまた、そもそももろいのり面でございます、北向きの日陰で、そこがだんだん、だんだん拡大して、とうとう事故繰越になったというところでございます。

その下の林道入鴨線災害復旧工事につきましては、こちら延長は31メートルでございますけども、箇所に補強土壁工、植生工、仮設工ということで、工期を見ていただきますと令和7年1月23日にスタートしまして、2カ月もしないうちに、なかなか入札において入札ができなかった件もありまして、やっと1月23日ですけど、2カ月、3カ月の余裕工期を持って、実質7年の4月から現場としては稼働したところでございます。

また、この工事金額1億3,596万円ということで公示価格も多くて施工業者のほうで人員の確保が困難だったということでやむを得ず事故繰越しとなったのが理由でございます。

以上です。

○議長（早田吉臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 質疑なしと認め、これで報告第2号の質疑を終わります。

次に、報告第3号の質疑を行います。質疑ございませんか。光ケーブル移設です。ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 質疑なしと認め、これで報告第3号の質疑を終わります。

次に、承認第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀） 承認第2号の中で税条例の一部を改正する条例でございますけれども、この資料によると固定資産税、これの免税点の改正が行われております。家屋についてはこれまで20万円だったのが30万円、償却資産が150万から180万円ということで免税点が上がっておりますけれども、固定資産税は今から令和8年度分は

課税されると思いますけども、今回、これが令和9年度からの適用ということで、これによる固定資産税への影響がどのくらいあるのか、多分、今のところわからないとは思いますが、仮に減った場合に減った税収分に対しての国の補填というかそういうことはないのかどうか。今後、免税点の引き上げによって来年度に向けて、後ですねどのくらいの影響があるものなのか、そのへんのところをちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 大岩住民税務課長。

○住民税務課長（大岩留美君） お答えいたします。

休会前に2番議員さんのほうからその旨お話がありましたので、下に戻りまして職員のほうに調べをさせたところでございます。その中で免税点が上がることで減収分は幾らかということなんですが、ざっくり計算したところで20万はならないところでございます。

ただ、先ほど説明でも申しましたが、来年度、令和9年度から評価替えを行いますので実際の評価額というのはまた変わるんですが、今回申し上げましたのは参考値ということにさせていただければと思います。

また、国からの補填があるかということですが、固定資産税につきましては補填はございません。軽自動車税のほうの環境性能割については国から補填があるというふうに話しましたが、こちらのほうについては補填はないということでございました。

以上です。

○議長（早田吉臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 質疑なしと認め、これで承認第2号の質疑を終わります。

次に、承認第3号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 質疑なしと認め、これで承認第3号の質疑を終わります。

次に、議案第38号の質疑を行います。質疑ございませんか。3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 私は農業委員会について反対するわけじゃありませんが、立派な方6名の方ですが、ちょっとお尋ねをいたしますが、農業委員会の設置規定によっては以前は農業者の直接選挙でございましたが、法の改正によりまして委員の設置に関する規定がございます。それには農業委員を任命する規定により農業者からの推薦を受けた者、これは農協団体とか畜産とかそういう団体が受けたものと思いますが、また、募集に応じた、以下、農業委員会候補者という、を公正かつ適正に評価するために評価委員会を設置してその規定がございます。評価委員会としては、

規定によりますと、まず、委員に副村長ということが1つ書いてございます。2番目に総務課長、産業課長、農業委員会事務局長、保健福祉課長、住民税務課長、以上6名で選考することになっております。

現在、五木村では副村長は置かないという条例がなっておりますが、副村長の代理としては総務課長になっておりますが、この条例の改定がなされていないようでございますので、それはどうなっておるか、それが第1点。

それから、農業産業課長、それから農業委員会の事務局長という、これは別に農業委員会の事務局長というのがあるのかどうか、産業課長と兼務しておるのではないかという懸念もございますので、その点が第2点でございます。

私は農業委員に同意しないということではございません。立派な方ばかりだと思います。今、御承知のとおり、日本の農業は少子高齢化、過疎化で若い人が嫌がる農業でございます。そこで、今、日本の農業は危機に立たされております。この農業の振興を図るためには農業委員会という大きな役目を担って期待をしておるわけでございますが、農業候補者の生活の活動の状況をこの委員さんは必要に応じて聞き取り調査とか面接とかをしてもよろしいということになっております。まさしく農業が衰退の一途をたどっておりますので、やはり五木村の農業振興、産業振興をするためにお互いに真剣になって取り組むことが必要ではないかと思っておりますので、その点はどのように今、第3点についてお伺いしておきます。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まず、1点は、五木村農業委員会候補者評価委員会の設置規定につきまして、この中に副村長という言葉があるということですが、こちらにつきましては、議員おっしゃったとおりに条例で五木村で副村長を置かない条例というものがございます、こちらは条例でございます。今回の設置規定につきましては、あくまでも規定でございまして、条例で置かないとなっておりますので、現時点では副村長が不在となっておりますので、総務課長が代理で業務を行っているということになります。

また、五木村に副村長を置かない条例でございまして、副村長は廃止されておりますので、ほかの規則等にも副村長という職務は残っております。ただ、五木村は置かない条例ですので置いていないということですので、廃止とそういうことにはなっておりませんので、規則等にはほかの規則も残っている規則が多々ございます。

もう1つですけれども、その中で産業振興課長と農業委員会事務局長、こちらが2つ載っていて兼務でないかということですが、現時点の五木村の課の配置でい

きますと、産業振興課長、私が農業委員会の事務局長を兼務させていただいております。ただ、これは配置が換わりまして事務局長は別に置きますと、また別の方が行うということになりますので、現在は兼務ということで1人で対応していると、この設置条例の中も1人が参加しているという結果になっております。

以上でございます。

○議長（早田吉臣君） ほかに質疑ございませんか。3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 大体条例についてはわかりましたがですね、副村長は置かないということになっておりますが、副村長の代わりに総務課長が司っておるようでございますが、今、農業は非常に五木の農業も放棄地、あるいは動物が邪魔をしてなかなかあわないというような危機的状況にあります。

そこでですね、農業委員の選考する上においては聞き取りも面接もして五木村の農業振興を図ってほしいというような、ここに条例があるわけでありましたが、そして、この人たちなら大丈夫ということで決定して村長に答申するわけですが、そういう面接とか、あるいは農業者からの推薦はなかったのだろうか、その2点、どういうふうにされたかお願いします。面接とかそういう、していないならしていないでいいです。しなければならないという規定ではございませんので、どう取り計らったかお伺いをいたします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

今、候補者評価委員会の開催についてですけれども、こちらにつきましては、農業委員会事務局のほうで募集をいたしまして、6人に対しまして、今回6名の申し込みがございました。この方々の履歴書、また今までの活動履歴、こういったものを書類にいたしておりまして、それを元に評価委員会を開催させていただいております。

当日は定数を満たしておりまして、この皆さんが適当であるかどうかということを経験した結果、面接等を不要で適当であるというふうになりましたので、面接等は行っておりません。

以上でございます。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 回答が1つなかったのは、農業者の推薦はなかったんですかということですが、農業者の推薦。それをひとつお願いします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

すみません、申し訳ございませんでした。今回6名の方につきましては、推薦の

ほうはございませんでした。全員が自分からの申し込みということになっております。

○議長（早田吉臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 質疑なしと認め、これで議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案第39号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 質疑なしと認め、これで議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案第40号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 質疑なしと認め、これで議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案第41号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 質疑なしと認め、これで議案第41号の質疑を終わります。

次に、議案第42号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 質疑なしと認め、これで議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案第43号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 質疑なしと認め、これで議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第44号の質疑を行います。質疑ございませんか。6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 私はこの義務教育学校のいわゆる空調設備の室外機の附帯工事で安全防護ネットの追加ということがございますが、まず当初からそういう想定がなかったのか、また、学校から要望があってからこれを追加して補正で上げたのかというのが1点と、参考の図面が載っておりますが、こういう防護ネットを設置するんだということで。この防護ネットの素材は何でできているのか。また、これは室外機ですので外側にするのか。いわゆる子どもたちが、低学年とかいろいろ、大人また先生たちが見えない部分でかなりそこに接触する可能性があると思います。素材と、それは網目式か、指とか手が入らないのか、そういう安全・安心を配慮してやるのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（早田吉臣君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

まず、1点目の、当初からこの計画には入っていなかったのかという質問でございますけれども、当初の事業費につきましては、まずはコストを、事業費を安価にす

るという形で計画をした経緯がございます。ですので、今回こういった安全対策の部分については1つは、機器のカバーはありますので、そこで対応できるのではないかとところで当初の計画はそういうふうにしております。ただ、その後、工事発注した後に、先生たちを踏まえた工程会議を毎月やっております、その中で、やはり学校のほうから、子どもたちの安全対策をもう少し強くやってほしいという御要望がありましたので、今回、編み目の防護ネットを追加で設置を行ったものということでございます。

それと、2点目の素材につきましては、高性能のものになっております、この防護ネットにつきましては。一応資料の1ページのほうにも図面を書いておりますけれども、網目状の手が入れても中には入らない状態で、指とかも余り入らないようなものということで、見ていただければわかるように安全を考慮したものになっているということにしております。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 今、課長が答弁されましたが、安全の防護ネットというのは、子どもたちの動きというのは我々が、また教職員が考える想定外の動きをしてそういう事故があったりするわけでございますので、そのあたりもまた、学校の教職員の皆さんと議論をしていただいて、なるべく、体育館の中は快適な環境になるんですけども、そういう、また1つ考えれば、拡大すれば、外でそういう事故が起きないような配慮も今から考えていってほしいなと思いますが、そういうことはあるのかどうか。

○議長（早田吉臣君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃった質問についてですけども、先生たちのほうにもそういった子どもたちの安全を確保するように校長会とかそういったところも踏まえたところで安全対策についての指導を行っていきたいと思っております。周りに子どもたちが、余り室外機とかの危険なところには近寄らないようなそういった指導等か、そういったところも教育委員会としても学校のほうに伝えながら安全面については努めていきたいというところで考えております。

○議長（早田吉臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 質疑なしと認め、これで議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号の質疑を行います。ここからは予算の質疑ですので、歳入歳出分けて行います。歳出の10ページからお願いします。質疑ございませんか。6番、

中村議員。

○6番（中村俊也君） すみません、10ページで。間違えました。

○議長（早田吉臣君） 10ページ、ございませんか。

次に、11ページ、質疑ございませんか。次に行きます。

次に、12ページ、民生費、社会福祉費になります。質疑ございませんか。

次に、13ページ。6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 13ページの4番の環境衛生で、いわゆる竹の川のかさ上げに伴う公衆トイレの解体工事で60万円の費用がかかります。また、歳入を見た場合に200万近くの補償費が歳入で入るということで、これは質問というか、いわゆる、あそこの球磨川の流域の河川整備計画のことで、4年後にあそこをまた再生してということを想定されておりますが、その4年後にもあその位置に公衆トイレとかを建設する予定もあるのかちょっとお伺いします。

○議長（早田吉臣君） 村山保健福祉課長。

○保健福祉課長（村山義治君） お答えいたします。

環境衛生費に竹の川の公衆トイレ解体工事で予算化しております。これは解体撤去費用でございまして、その後どうするのかということでございますが、現在のところ、またそこに公衆トイレをつくる計画はございません。

以上でございます。

○議長（早田吉臣君） 次に、14ページ、農林水産業費、農業費、質疑ございませんか。

では、次へ。15ページ、商工費、土木費、質疑ございませんか。

なければ、次、16ページ、消防費、教育費、質疑ございませんか。6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） いわゆる消防団員の退団に伴うそういう予算が出ておりますが、これは1名分ということでお聞きしておりますが、今、五木の消防団の定数というのがありまして、かなり入団する方の、これは一般質問でも前々からしておりますが、どういう状況なのか、現在、実際のところ。予算書に対しての質問でちょっと申し訳ございませんが、総務課長わかれば。わからないなら後からでいいです。よろしくお願ひします。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

この話は5月にやった住民座談会で宮園地区の人からも言われました。そのときにお答えしたのが、組織の改編。まず、130人という定数です。今、70人弱。ちょっとかけ離れているから、これを、去年、一昨年から、一応消防署のほうには検討に入ってもらったんですが、各町村調べて、例えば人口割りなのか面積割りで、そ

れがまちまちでした。ということで、今度新しい消防署になっておりますけれども、来年3月にはもうちょっと改編しようと。

それから、今、1部、2部制を取っております。それも、もう1部、2部をなくして元の分団に戻そうではないかという話をしているところです。何しろなり手不足なのは、議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（早田吉臣君） ほかに16ページ、ございませんか。2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 16ページの消防費の消防施設費で仰烏帽子の中継局の修繕料1,200万、あと、下のほうに教育委員会の関係で需用費で五木学園の体育館の火災報知器の修繕料50万円、2件出ておりますけれども、両方とも落雷による損傷ということで書いてありますけれども、最近、雷も結構ひどいのがありますけれども、これは、ただ修繕するだけなのか。例えば、それを先ほど避雷というかですね、特に消防関係は修繕料が1,200万という大きな金になるものですから、これの対応できるような工作というのは、今回は入っていないのか、教育委員会も一緒ですけども、その2点についてお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

教育委員会のと合わせてお答えします。まず、防災無線ですけども、どこに落ちたのかわからない。わかっているのは、鉄塔がありますね仰烏帽子の、あれには落ちていないと、地面のどこかに落ちて、それが機械に回っていったといって、おっしゃるとおり避雷器というのは付いております。よく避雷針と、上にあるんですね、それを付けているのと一緒に、結局は。避雷器というのが、上からもしパンと来たらそこで防げるけども、地面から来たやつはどうしても防げない、学校もそうだと思います。

それから、これは令和元年度、私がちょうどふるさと振興課長のときに温泉に落雷しました。あのときも一千二、三百万ぐらいかかりました。そのときに業者さんに、落ちてもし落ちないというかしたらですね、できないことはない。雷はプラスです、地面はマイナスです。地面のほうもプラスの帯電とすれば落ちません、それは温泉施設だけの話になって、所々、別の、多分頭地の家とかに落ちる可能性もあるということで、それではもうちょっと現実的ではないという話で。防ぐのは、雷ですので抜本的なやつはちょっとできないという業者さんの回答ではありました。

○議長（早田吉臣君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

教育委員会関係につきましては、旧中学校の体育館の雷による修繕料という形で計上させていただいておりますけれども、今、総務課長のほうからもありましたよう

に、雷対策につきましてはなかなかどこに原因があるのかわからないというところで、対策については今回のほうには入れてないというものになっております。

また、今回の修繕につきましては、故障した機器の取替えという形で計上したのになっております。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 16ページ、ほかにございませんか。

なければ、17ページ、教育費、災害復旧費、質疑。6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 17ページですけども、いわゆる伝承館のスロープでタイル状のあれですね、かなり私もめったには行きませんが、前々からそう思っておりましたが、今回も、説明書を見たら現状復旧の、また予算のほうは8万円ということで、ということはやっぱり数年後にはそういう原因で剥がれる予想もあるのではないかなと思うんです。あそこは頭地集落の人たちも常会とかいろいろなことでお集まりいただく集いの場所でございますので、また、動きがかなり遅かったなと思って、前々からこういう状況でございました。今回、また同じことということは、それもいかなものかなと私は感じますが、そういう検討もなされたのかちょっと伺います。

○議長（早田吉臣君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

今回の伝承館のスロープの修繕ということで、教育委員会の資料の3ページのほうに現状の写真等を付けさせていただいております。今回の修繕につきましては、今破損しているタイル、写真を見ていただければわかりますけども、三、四枚が剥がれた状態になっているというところもありますので、今回は応急的な形で、伝承館もかなり利用者が多うございますので、応急的に今回は修繕を行うという形で計上させていただいております。

状況を見た上で全体的な取替というか、タイルの取替が必要であれば、また予算確保をした上で具体的に修繕等を検討したいというところで考えております。

また、これにつきましては、以前からそういう御指摘もあったというところがございますけども、一応そういった形は、今回遅れたことについては大変申し訳ございませんでしたけれども、今回早急に対応して行って、住民の方に支障がないようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（早田吉臣君） ほかに、17ページございませんか。

なければ、歳出から今度は歳入に入りたいと思います。8ページ、質疑ございませんか。

なければ、9ページ、質疑ございませんか。

なければ、予算書全体で何か質疑ございませんか。2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） ちょっと確認のため、お尋ねさせていただきたいと思います。

5ページの債務負担行為の件ですけれども、今回、道の駅の五木温泉の整備関係で3億5,000万円の債務負担行為がっております。今年の1月に夢唄の工事関係については担当課から説明を受けました。そのときにトータルで5億2,300万ということで説明を受けておりましたけれども、今回、当初予算では2億円計上しております。今回、債務負担行為ということですが、説明の中で今回、交付金事業の交付決定がなされた関係で債務負担行為ということですが、交付決定がもしされなかった場合はどうなったのかなというのが1点と、あと、例えば交付決定がされたのであれば、当初予算の2億円にプラスして補正で3億5,000万円の補正を組んでトータル5億5,000万の予算計上をして、例えば9年度に、8年度で終わらないものだったら9年度に繰り越しという形はできなかったのか。

もう1点が、今年度の当初予算の2億円と、今回、債務負担行為の3億5,000万、この事業については例えば温泉の工事関係でどの部分が2億円なのか、どの部分が3億5,000万なのかという、事業の区分けというのはどこでされるのか、その3点をちょっとお尋ねしておきます。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まずは今回、国の地域未来交付金を活用して工事を行いますけれども、こちらについて、4月の交付決定がなされなかったときにどうするものかということですが、以前、昨年から御説明しているとおり、国に対しましては2カ年事業を基本に事業申請をさせていただいております。これをもちまして事業を進めていくという前提で、当初予算には令和8年度支出分だけを計上させていただいております。ですので、これがもし出されなかった場合は全体事業としてできないということになりますので、そこはそういう形になります。今回、交付決定と事業の計画を承認いただきましたので、令和8年度・9年度2カ年にわたりまして同じ、温泉をつくるという工事で進めていくということになりますので、そういった形が1点目のお答えになります。

2点目について、これは繰越事業でないのかと、これは2年にわたりまして事業をするとなった場合には、基本的には単年度事業、単年度事業になりますので、繰越はあくまでも年度内に終わるという前提の事業でございます。今回の事業は2年で、単年では終わらないということで国に対しましても申請を行っておりますので、債務負担行為によって1つの工事で発注して、2年間にわたって支払いを行う

ということが前提であろうということで、今回は債務負担行為。今年度中にできないということがわかっております、これは昨年の国に対して申請時点からわかっておることでしたので、基本として債務負担行為でやるべきということでしたので、今回こういう計上をさせていただいております。

事業の建築の内容ですけれども、債務負担行為に書いておりますとおり、工事の建設によるところと、機械・電気設備、この2つの工事に分けて今回発注をしようと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 交付金事業というのはある程度、交付がなされるという確信があった上で今回の2カ年の事業になったということで解釈してよろしいわけですね。わかりました。

それともう1点、これはお尋ねし損なったんですけれども、総務費のですね歳出の中で、公共交通関係で委託料が今回500万円、予算計上されております。当初予算で委託料250万円計上されて、トータルで750万という形になります。印刷製本費が200万円減額されたら、この印刷製本費は今後また予算計上されるのか。

あと、750万円の中で、資料によると委託料500万円以内ということで書いてありますけれども、実際750万円でどういうことを事業内容されるのか、その2点をちょっとお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

6月18日の全協のときも若干御説明申し上げました。今回、印刷製本費等を200万減額しておりますけれども、当初、これは周知用のチラシとか時刻表等の印刷または看板の設置と、いろいろ考えておりました。ただ、いろいろ調べる中で、今回の500万円ですけれども、なかなか私たち職員が、やっぱり業者さんに委託してびしっとした計画をつくって、全協のときにも言いましたけれども、国の国庫補助金を取りに行こうという、今までずっと単独でやっておりましたが、そういう形で500万以内ということで考えております。

この金額についてですけれども、例えばお隣の村なんかも七百何十万とか、一昨日でしたか人吉球磨の交通活性化協議会でも計画を、これは人吉球磨全体ですけれども、金額が、プロポーザルもやるんですが、1,200万程度。ほとんどが人件費でございます。最後の質問だったと思いますが、印刷製本費とか看板をつくったり、それはまた予算をお願いする形になるかとは思います。

○議長（早田吉臣君） ほかに、議案第45号で全体にわたってございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） なければ質疑なしと認め、これで議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号の質疑を行います。歳入歳出合わせて行います。歳入歳出6ページ、7ページ、質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） それでは、質疑なしと認め、これで議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第47号の質疑を行います。これも、歳入歳出合わせて行います。歳入歳出6ページ、7ページ、8ページ、質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） それでは、質疑なしと認め、これで議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号の質疑を行います。これも、歳入歳出合わせて行います。歳入歳出6ページ、7ページ、質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） それでは、質疑なしと認め、これで議案第48号の質疑を終わります。

—————○—————

休憩 午後1時50分

再開 午後1時50分

—————○—————

○議長（早田吉臣君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。本日は、これで散会いたしたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 異議ございませんでしたので、本日は散会いたします。どうもお疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後1時50分

第2回五木村議会定例会会議録

令和8年6月25日（木）開会

（第2日）

五 木 村 議 会

令和8年第2回五木村議会定例会（第2号）

令和8年6月25日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 質疑

日程第3 討論

日程第4 採決

日程第5 議員派遣について

日程第6 閉会中の継続審査・調査について

2. 出席議員は次のとおりである。（7名）

1番 田 山 淳 士 君

2番 黒 木 一 秀 君

3番 西 村 久 徳 君

5番 園 田 久 君

6番 中 村 俊 也 君

7番 豊 永 勝 彦 君

8番 早 田 吉 臣 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

村 長 木 下 丈 二 君

総 務 課 長 竹 村 文 秀 君

ダム対策課長 土 肥 整 二 君

政 策 調 整 監 山 下 俊 彦 君

保健福祉課長 村 山 義 治 君

住民税務課長 大 岩 留 美 君

産業振興課長 土 肥 博 司 君

建 設 課 長 黒 木 光 重 君

会 計 管 理 者 高 田 孝 浩 君

教 育 長 西 龍三郎 君

教 育 課 長 山 尾 浩 二 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 木 野 徹 也 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） ただいまの出席議員は7名であります。五木村議会の議員定数は8名であります。したがって、ただいまの出席議員7名は地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。よって、会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（早田吉臣君） 日程第1 これから一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） おはようございます。それでは一般質問を行います。

質問の前にですね大体似たようなことを今まで何回かしているんですが、時期も変わってきますしですね、ダム動きもだんだん変わっていくものですから、また改めてということでもよろしくお願いします。村長も、なるべくわかりやすくですね短めに答弁をお願いします。いつも長いから、私は意味がわからなくなってですね、何だったかなということがありますからよろしくお願いします。それでは、簡単に私も質問しますので。

ここに書いてありますように、ダムができれば視察や観光などで多くの人の来村が予想される。数箇所に展望所をつくったらどうかということと、また、新たな村営の宿泊施設も必要になるのではないかとということですが、これをちょっと説明しますと、ダム工事が来年の9月からですか予定はですね、着工予定が2027年着工、2035年完成という見通しが立っているというふうにお聞きしております。それでもですねダムができるまでは70年ぐらいになるわけですね。

そこでかなり人がですね、始まった時点から視察とか研修とかやっぱり見えると思うんです、必ずですね。ですから、来ても宿泊施設もない、あるいはダムはどこですかと、今のところでは見るようなところもないものですから、これは国交省もおるときに説明会の中で私が提案したことがあると思うんです、東京に行ったときも言ったと思うんですが、展望所的な一望できるようなところを何箇所かつくってほしいということをお願いしたんですが、現在ある、例えば瀬目公園あたりもですね、今のままでは階段を上っていかないとはいけません。ですから、ああいうところも前の石段を同じ高さにしてですね、やっぱり前までずっと持ってきてもうちょっと展望をよくして、公園自体も広がりますし、あそこは前もそういった質問を

したことがあります、上はすぐ草が生えるということで、あの高さをですれずずっと前までぎりぎりまで持ってきて、手すりでも付ければ車も何台かまた余分に入りますし、そして展望的なこととですね、そういう場所が五木には少ないものですから、やっぱりそういうこともぜひ、村ですするというより、今からダム関連でですね要望していただけないかなということの質問でございます。

それともう1つは、こういった公園をですれつくる場所がまだ何箇所があるんですよ、瀬目から相良との間にですれちょこっと開けば車四、五台ぐらい入る箇所が何箇所もあるんです。そういうところも、やっぱり今、村のほうで調査をして要望して、例えば電話をかけたり、ちょっと昼ご飯を食べようかという人もかなりいるんですね。ですからそういった休憩とかちよっとするような場所をぜひつくってほしいなと。今ですれしていけないと、できあがってから何もできないですよ、国交省さんも予算があるうちに本当は言ってもらったほうがいいと思います。ですから、そういうことと、まず、それを、もう1点ありますけど、これを最初にお伺いします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） おはようございます。田山議員の御質問にお答えをいたします。

今言われたように、ダム事業がスタートするということになってきますといろんな視察と観光は当然増えてくる、また増えていただきたいというふうに思っております。そういうものを含めた経済効果をしっかり村も捉えていくということは必要かと思っております。

今、議員おっしゃるように、例えば一例として瀬目公園のお話が出ましたけども、それも含めて展望所的なものについては私も必要だというふうに思っております。これは、これから絵を描きますグランドデザインの中にもそういうものを入れていきたいというふうに思っておりますので、どうか、この定例会が終わった後にもいろんな議会の皆さんとのそういう協議の場を設けて、そういう展望台、また宿泊施設もこのあとで出ろうかと思っておりますけども、そういうものを協議を進めて国にはしっかり要望していきたいというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） 1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） これは時間も余りありませんので、ぜひですれ議会が終わってからすぐやるということですので、ぜひよろしく願いしておきます。

それと、もう1点、この中にあります宿泊施設ということですが、今ですれ宿泊施設がどうしても足りない、現在でもですれ足りない状況なんです。今、土木関係の方が多いからかどうか知りませんが、やっぱり何十人泊まれるかな、そういったのを調査したことがありますか。登録してあるところで宿泊施設何箇所あって、何人

宿泊できるか調査したことがあるかどうか。担当課長あたりどうですか、調査したことがあるかどうか、まずお聞きします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

宿泊施設については、毎年、観光統計をしておりますので、そこで宿泊所と宿泊施設ですね、ここは調査しております。

民宿が今3件です、民泊が1件、キャンプ場が1カ所。今回、利用の仕方が変わりますけど、ヴィラタイプが1件ということになっています。

人数は、その施設、施設、ちょっと詳細は把握していませんけども、一番大きいところで25人というところでしたので、あとはほとんど10人程度になろうと思いますので、全部でいくと、キャンプ場をどういう数え方をするかにもよりますが、施設とすれば100人には満たないものだと思います。

○議長（早田吉臣君） 1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） 今、宿泊で100人もいないと。100人は当然いないですよ。キャンプ場はですね宿泊施設とは言わないと私は思います。やっぱり遊びに来て家族とかグループでですね、宿泊のうちに入らないんじゃないかなと思います。

やっぱりちゃんと視察とか研修とかそういったお客さんが見えてですね、できれば五木に泊まっていたきたいという気持ちがあるんですが、今の状態で民間のところ何件かあるんですが、数が少ないものですから、やっぱり1団体来れば10人から20人ぐらいのグループでみえると思うんですが、それぐらい人数がですね1カ所に泊まれるような宿泊施設をですね、もともと、今の温泉センターの近くには村営のホテルを造るという計画が前はあったんです。それがいつの間にか消えてしまったというような感じになっているんですが、そういうものをですね、20名程度ですね、私は必要じゃないかなと思うんです。豪華な、例えば1泊2万とか3万とかものじゃなくても、そんなにごちそうがなくてもいいから、やっぱり気楽に泊まれるようなものも必要じゃないか。今から村の財産にもなると思うんです。ですから、やっぱりそういった、ないわけじゃないですが、そこらへんを村営でやるか、これは村営と書いてありますが、村営か、あるいは村でつくって民間に委託させるとかですね方法はあると思うんですが、そういう考え方というのはどうでしょうか、村長。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

宿泊所についてはいろいろ民宿も含めて、今、担当課長のほうが言った数が村内にはあります。特に今年の3月まで溪流ヴィラのほうがいろんなサービス提供の中

で、4月からは新たに1棟貸しということでサービスを始めておりますけども、そういうのもふくめて、今、議員おっしゃるように、それで足りるのかというお話かと思えます。それについては、やはり足りないというふうに私も認識はしておりますので、これからに向けては、1つ、今お話がありましたように、村がつくって村営というのはなかなか今の時代はちょっと厳しいと思えます。公設民営でやっぱり民間の方と一緒にプロポーザルなりにおいて、それから提案をいただいて、経営は民間のほうがやっていくというのが時代に合うかなというふうに思っておりますので、これも含めまして、いろいろまた議会の皆様と協議をしながら宿泊施設等については検討していきたいと思えます。

○議長（早田吉臣君） 1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） これは、今からもですね課題に残って、今から村長もやっていくということですので、2番のほうに入ります。

2番目の、水没予定地の膨大な残留汚泥の処理はどうやって処分するのかということですが、これは御存じのように、流水ダムをつくりますと水がバックウォーターみたいな感じでずっとたまってくるわけです。こうなりますと、汚泥と、正確には泥ですね、泥の堆積したものがたまるのは間違いないと思うんです。例えば試験湛水とかはきれいな水をじわっとためますからたいしたことはないと思うんですが、本当の水害になるとかなりの泥がですね、粘土みたいなものですよね、そういったのがかなりたまるのは間違いないと思うんです。ですから、その処理をしないといけないわけです、今度は。放っておくわけにはいかない。

ところが、莫大な広さをどうやって処理するのか、そういったことが一回も示されていないです、国交省からも示されていないし、村のほうからどうしようということもないし、洗うとかですねいろんなことは聞いたことはあるので、洗うといっても、こんなに広いところをどうやって、ちょっとぐらい洗っても手に負えないんじゃないかと。取るといっても泥の問題いろいろあります。そこらへんは国交省と話をされたことはありますか、村長。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

予定されております水没地内のいろんな残留汚泥といいますか、いろんな立木にしても土砂堆積ですね、そういうものについてはどうかというお話かと思えます。これについては、流水型ダムについての環境影響評価等のレポートの中にもそういうことが想定されるということで、国においてはしっかりそれは管理しましょうということはいただいております。

また、村もそれについては県知事のほうに、五木村の立場としましたらしっかり

環境等については影響が少なくなるように対処するようということをお願いしておりますし、それとまた、前回、東京のほうには要望に議員の皆さんとも行ったときにしっかり国のほうには水没地内の環境についてはしっかり取り組んでいただくようにと、また、それを管理するに当たってはそういう国交省あたりの管理事務所等を五木につくっていただけないかということで、しっかり五木の村民の方が本当に気にするところは環境の問題でありますので、それについては村としてもしっかり対応していきたいというふうに思っております。

また、いろんな質とか量の問題とかそれを除去する技術的なものについては国交省のほうがたけておりますので、私たちのいろんな不安、また、いろんな現場に当たっての具体的な対策については国のほうにしっかり求めていきたいというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） 1 番、田山議員。

○1 番（田山淳士君） もちろん、これは村でできる仕事でないということはわかっておりますが、具体的に環境整備をちゃんとしてくださいとかではなくてですね、やっぱり具体的に泥の問題はどうするのか。前、うちのほうから要望書を、確認書をつくってほしいということ、そういうものの中にですね入れて、この問題を入れて、これはどうするんだ、この問題はどうするんだというようなやっぱり項目別にですね、また、明日説明があるそうですから、機会があればぜひですね発言できればと思いますが、それはそれとして、村のほうからですね、そこらへんはどんどん即答できるようなものを準備しておかないと、ただ言いましたといってもですね、口頭で言ってもやっぱり言った、言わないとかということも出てきますし、やっぱり文書でやってお互いに印鑑をもらってそういったことをですねぜひやっていただきたいなと思います。

それと同じダム問題ですが、3 番目に、これは大きな問題ですが、具体的な平場の場所、用途、面積、工期などどうなっているかということですが、ダムの問題になっているのは五木村の場合、どうしても平地なんですよ。平地がないと何もできない。住宅をつくる場所もないし、頭地なんかどこもないです。だから、そういったことで空いているところにはどんどん住宅ばかりつくってですね、結局空き地がないというような状況になっておりますので、それは避難時とかいろんなことに使えるんですよ、平場があればですね。平場があるから建物をつくらないといけないということじゃなくて、遊んでいる公園みたいな平場があってもいいんですよ。これは東京に行こうが、熊本に行こうが、町の真ん中にも公園というのがありますよね、あちこちに。やっぱり五木の場合は公園といっても子守唄公園ぐらいか、本当に平場ないんです。だからそこらへんで、将来ずっと長い目で、50年、100年後

のことを考えると、将来性を追求していくためにはやっぱりそういった平場が必要じゃないかなと思うんですが。例えば岐阜県徳山村が徳山ダムをつくったときにですね466世帯水没、移転者がいたそうです。そのうちの331世帯がですね村内の5カ所に移転しているんです、5カ所に。平地も5カ所つくったということです、そしてそこに331世帯がばらばらに入ってしまったいて、今おられるそうです。

そこで、やっぱり五木の場合は100世帯、頭地が100世帯、全部で150ぐらいおりますか、150まではいっていないかな、そのくらいだと思うんですが、そういったことで平場をしっかりとですねつくっていかないといけないけど、今現在、状況を見ますと面積とか工期、特に工期がですねはっきりしていないんです。20ヘクタールかそこら開きますということには、大体大まかな場所も出ているんですが、平場のですね私はシミュレーションといったものをぴしゃっとしたものをつくってほしいんです。坊主山なら坊主山、溝の口なら溝の口、そこに今はパソコンでできますから、そういった仮の姿をですね、こういったものをつくって村民に示すべきだと思うんです。それで、ここに何をつくるかということも出てくるけど、今の状態では移転のですね、例えば五木源パークをどこに持っていくかとか、建物、ヴィラも閉めるということですから、また何かやるとかも聞いておりますが、ヴィラもやるのであればどこに持って行って、どの規模でどのくらい、そういうことは決めておかないといけないと思います。今から検討するでは遅い、では遅いぐらいなんです。ダム工事は待ったなしで、始まったら早いです。来年から始まれば、工事が始まったらトントんいきます、8年ぐらいすぐ経ってできあがったら、まだまだ遅れているということはいけないと思います。

だから、できれば先手を取って、国交省だって県だってお願いすれば相手のことを聞いてくれると思うんです。だから、今でしっかりしたものをですね出していきたいと思いますが、用途もそういうことで、面積、工期はどうなっているかということですが、ここではっきり、いつ頃からいつ頃までにできあがる代替地、代替地というのは平場ですね、そういった今の新しい動きがあればですね課長からでも村長からでもお願いします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

平場の造成については今回作成しました令和8年度の実施計画等にも国のほうで絵を描いていただいて出していただいております。国のほうでは最大20ヘクタールの平場をつくりたいということで今、話をいただいておりますし、今、議員がおっしゃるように、水没地にあるいろんな施設、またそして将来の絵をどう描くかと言うことは非常に大事なところになってくるというふうに私も思っております。

先ほど申し上げましたように、この全体像をつくっていかうということで、それを早く村民の方にお知らせしたいということで令和8年度においてはグランドデザインを描きましょうということで、そういう中に平場の位置も書き込みながらいろんな施設等もそこに書き込んでいければと思っておりますので、本当スピードを上げてやるということは私もそう認識しておりますので、どうか議会の皆さんとも協議をしながらそういう絵をしっかりと令和8年度中に書き上げて、それを村民の方に示していくと、それは大事なところだというふうに私も認識しておりますので、どうかそのへんの御意見もいただいてしっかりと令和8年度中にはそういう絵をつくっていきたいというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） 1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） 今からまたやるということですが、村長、やっぱりある程度です。グランドデザインという話がありましたけど、やっぱり人に決めてもらうのもいいんですが、そこはやっぱりそのために村長がいるわけですから、村長のほうからある程度提案してですね、これでいくぞ、どうかという相談ならいいけど、何もかもグランドデザインにお願いしますじゃ、私はいいものが返ってこないと思うんです。やっぱりある程度の案をつくって、それに対してどう思いますかというような姿勢でいかないと、グランドデザインが出てきて、これでいいですよ、これでいきましょうでは、私は駄目だと思うんですが。

わずかな平場、五木は253ヘクタールありますが、そのうちの7割は山、そして3割が平地で使えるかと言ったら、そうじゃないんですね。この3%の中には道路であったり畑であったり、川であったり、やっぱり本当1%もないと思います。自由に使える土地なんて本当にはないです。ですから、五木にとって平地というのは本当に宝です。何をやるにも、よその町村に私はよく言うんです、おたくなんかなんぼでも土地があるから、やろうと思えば何でもできる、五木はやりたくても場所がないんですよ、土地がないんですよと私はよく言います、よその議員さんに。だからそういった意味ではやっぱり平場というのは、とりあえず目的は決まっていなくてもですね、やっぱりある程度思い切って開いておく。頭地でも大事な、見てください、今住んでいる代替地だって、34.5ですか、ここの土地も優良農地だったのが代替地になった。元住んでいたところは水没して使えない。あれは五十何ヘクタールあるんでしょう。それだけ減ったわけですから、やっぱり20ヘクタールでも足りないくらいですから、つくって、そこでいろいろなものができるということです、そこらへんの意気込み。担当課長はどうですか、この前ちょっと話したときには用途が決まっていなかったから、まだどうだこうだという話をされましたけど、用途が決まってから開くんですか、それとも、とりあえず決まっていなくても開いても

らうのか。そこらへんの考えですね、どんなですか。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） おはようございます。

今、1番議員からの御質問で、用途が決まってから開いてもらうのかという御質問ですけども、今現在、国のほうから示された最大20ヘクタールの候補地、これについては現在、地質調査、あるいはいろんな調査を国のほうで行っていただいております。

どういうふうに活用していくかにつきましては、先ほど村長からもありましたように、今年度、村のほうの考え、あるいはこれまでグランドデザイン協議会、あるいは村民の皆さま、各種団体からいただいた御意見を踏まえて絵のほうに乗せて協議を進めさせていただきたいというふうに思っております。

また、工期について先ほどからありましたけども、国のほうでは平場の造成の最終的な工期については流水型ダム建設の最終年度である17年度までには完成したいというところで進められておりますので、できるだけ村のほうも早くお示しをして取り組んでいただくようお願いしていきたいというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） 1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） ダムができる2035年完成予定ですから、それまでにということでしょうけど、私はやっぱり遅いと思うんです、それではですね。やっぱり少なくともダムができあがる何年か前には完成して、地質も固まって、そしてそのような姿勢していかなと、今から検討するとおかしいですよ、課長。課長も何年になるでしょう、ダムに来てから。やっぱりそういうのが一番大事な仕事だと思うんです。そこらへんをですね、ぜひ今後頑張っていって、私もダムの特別委員会の委員長もしておりますのでそういった責任も感じるんです。やっぱり何としてもですね、このダム、しまったと思わないように、そのためには今ですねいろんな討論をして、村民のために前向きにやっていかないと、後から何を言っても戻ってこないんですよ。先手を打って能力を働かせてやらないとですねいいものはいないと思います。

この問題、最後に、村長、代替地のシミュレーションをくださいといったら返事をもらったかな、そこらへんももう一回、できるのかどうか、もう一回答弁をお願いします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今、土肥課長のほうからちょっとお話もありましたけども、平場の造成については国が示しておりますとおり、最大20ヘクタール。いろいろ協議の中でも議会の皆様にも示しておりますように、今ちょうど小学校の前の、義務教育学校ですけど、

その前の村道間平場と、あと前の平場と、今調査、これから8年度から取り組む箇所については高野から坊主山、久領の一带を平場をつくっていききたいということで国のほうには取り組んでいただいております。

そういう中で、今、議員がおっしゃるように全体的な絵を、これは最大描いたところで国から示しておられます、これについての精査をやっていくべきというふうに思っておりますし、もう1点については水没地の利活用、これを含めたところの平場の造成というのも視野に入れてやっていかないことには、流水型ダムの特徴としましては、いろいろ大雨が降ったときに治水機能を生かすということで、普段は普通の平場が水没地には残っておりますので、そういうのも将来見据えたところの平場の造成も含めて検討が必要かというふうに思っておりますので、とにかくスピードを上げて、村のほうではおおまかいろんな形についてはいろんな、先ほどありましたようにアンケートとかいろんな各種団体の意見等を聴取しておりますので、それを基に議員の皆さんと協議する場においてはそういうもののたたき台的なものをつくってお示しをして、それについていろんなまた御意見をいただくという形になろうかと思っておりますので、早くそういう場を設けていきたいというふうに思っております。

よろしくお願いします。

○議長（早田吉臣君） 1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） シミュレーションでつくってもらうということは私は考えますが、今、村長の発言の中にですね水没地区も含めてという話がありましたが、あそこに例えば五木源パークのほうが広いですね、あそこに水害で泥がたまったらですね私は元の姿に戻らないと思います。なぜかというと、やっぱり芝というのは水に何日かつかると枯れて駄目になるんです。例えば人吉の令和2年の豪雨のときに人吉市の城内の公園がつかりました、泥が上がってですね。今見てください、6年経つけど、まだ本当じゃないです。戻るのに相当時間がかかるそうです。たったあれだけの広さでもあんなものじゃないですかね、こっちは。

だから、私は使えれば使ったほうがいいんですが、それを当てにしないほうが私はいいと思うんです、水没地区の代替地の利用、水没地の平場のできている利用というのは、できれば使ったほうがいいけど、それも見込んでというような考えをしていると、それは甘いと思うんです。私は難しいと思うんです、この利用は。だから、ないものとして、あればもうけぐらいの考えで利用していかないと、河川敷だし、やっぱりできればきれいにしておって使ったほうがいいけど、水害はいつ来るかわからない。一回来れば、本当とても使える状態にするには相当のエネルギーが要ると思うんです。ですから、そこらへんも含めてですね今後やっていかないと

けないと思います。

余り長くなるとあれですので、今度は最後にいきます。観光施設についてということで、今、五木村には観光客も今から夏場はバーベキューとかですね白滝公園とかあちこちでバーベキューをやっている方もいるんですが、5月27日の人吉新聞に、球磨郡内のバーベキュー場の紹介が出たんです、御覧になりましたか。ここに相良、人吉、山江、球磨村、錦、あさぎり、多良木、湯前、水上、どこの町村にもですねバーベキューができる施設ということで案内がされているんです。その横には御利用の際、問い合わせくださいということで電話番号とか山江の産業振興課とか錦の観光課とかいろいろ書いてあります。こういった五木には問い合わせがあったのか、問い合わせをしているはずなんですよ、していないのに、こうやって五木だけ載っていない。全町村載っているのに五木だけ載っていない。だからバーベキューをするところがあるのは知っています、けど新聞に何で紹介されなかったのかというふうに思うんですが、これは新聞社のほうから問い合わせがあったんですか、なかったんですか。担当課長でもわかれば。5月27日の新聞に紹介されました。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

今の人吉新聞さんの記事につきましての掲載依頼、それにつきましては把握しておりません。担当のほうに話があったのか、私のほうまでは聞いたことはありません。

○議長（早田吉臣君） 1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） これはそんなことだから確認だけでいいんですが、恐らくですね、課長、私は電話ぐらい来ていると思います。でなければ、何で全町村、電話番号も書いてあるんですよ、多良木はブルートレインたらぎ、電話番号も全部入っています、あさぎり、全町村入っています。五木だけ外して載せたということは私はないと思うんです。これは確認してください、誰かに来ているはずで、担当に。それを課長に報告しなかったのはちょっと問題です、また。

そうということで、こういうのは逆に今度はどこかバーベキューでもするときにですね五木にもこういうのがありますよという記事でも書いてもらうような宣伝というか、何か残念な感じがするんです、五木だけ、やっているのにないというでなっているんです。ほかにはスポンサーも付けて、肉屋さんとかいろいろ書いて載っているんです。そういったことがないようにですね、部下の方にも指導をですね、細かいことまで報告するというようなことをですねぜひやっていただきたいと思って、最後に答弁をお願いします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

今の点につきましては再度確認させていただきまして、もし問い合わせ等があった場合は、村のPRにつながるものでございますのでそういったものに対して適正な対応を取るよう指導していきたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） これで、私の一般質問を終わります。

○議長（早田吉臣君） これで、田山議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時34分

再開 午前10時34分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 議長の許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は4つの項目について、村長及び担当課長の考えをお尋ねしたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

まず、1問目です。ひかり輝く新たな五木村振興計画についてでございます。この質問については、前の一般質問でも同じようなことで質問させていただきましたが、村の振興についてはここ数年が重要な節目となる。村長が言われるように、村の振興は待ったなしということもありますので、改めて質問をさせていただきたいと思います。

ひかり輝く新たな五木村振興計画が策定され、第1期、この4年目を迎えております。村はこれまで安全で安心でという、いつまでも住み続けられる村、これを目標に国、熊本県と一体となってハード事業・ソフト事業を様々な事業に取り組んでこられました。以前には平成21年にふるさと五木村づくり計画ということもありまして、これについても村の振興について長年取り組んできておることと思います。

そんな中、ひかり輝く新たな五木村振興計画、この第1期の4年目を迎えるに当たり、村長はこれまでの取組についてどのような評価、あるいは成果といたしますか、村長の思いというものをまずお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今、五木村が進めておりますひかり輝く新たな五木村振興計画について、ちょうど令和5年からスタートしまして今年が4年目ということになっております。そう

いうものを受けてどういう評価を村長なりしているかという御質問かと思っておりますけれども、この４年間を振り返ってみたときに、一番大きなことは令和６年の村民集会におきまして流水型ダムを前提とした村づくりにスタートを切ったということが一番大きなインパクトがあったというふうに思っております。

令和５年の基本計画のときには蒲島知事、また九地水は藤巻局長がおいでいただきまして基本計画の確認をしましたけれども、令和６年の村民集会、また、その中であった流水型ダムを前提とした村づくりにスタートを切るということの中で、令和６年７月に当時の木村知事、また国においては九地整は森田局長でありましたが、来ていただきましてまた巻頭言を書いていただきまして、五木村振興にはそれぞれの立場で、国・県の立場でしっかり寄り添って約束をしますということをお願いしております。

これを基に、今、令和６年、７年、８年になりましたけど、まだまだ実質は２年間でありますけれども、国・県のおかげでいろいろ、先ほどあった平場の造成、また右岸側の道路、ダム事業に関わることで、また河川整備計画が令和４年に制定されておりますので、一番村が心配しておりました竹の川からの上流域の宮園地区のいろんな河川整備についてもしっかりと、今、国・県で取り組んでいただいております、それについてはやはり五木村の安全・安心の確保についてはこのスタートを切って良かったなというふうに思っているところであります。

それとあと、ここに書いてありますように、人材育成等については非常に村内を見た中でも、これは新たな起業家、村内で業を起こした方もおられますし、また、村外から五木に来られて新たな取組としていろんな業をやっている企業もおられますので、非常にここ二、三年の中には五木の将来についてはそういう新たな企業が生まれ、また地元の企業の皆さんもしっかり、例えば事業の後継者ということで二代目の方がしっかりその企業の後を継がれて、その投資をしていただいて、村も支援をしておりますけれども、そうやって若い世代、いろんな産業等についても安全・安心と一緒に非常に活性化してきているなというふうに私の中で実感をしているところであります。

しかし、先ほどもありましたけれども、ハード整備も含めて、ソフト対策も含めて、やはり五木で暮らす皆さんがしっかり自信を持って、これからの将来に夢を持つような村づくりはこれからスタートしていきますので、それでスピード感が落ちないように国・県にはしっかりお願いをしながら、また議会の皆様と協議をしながらこの流れをしっかり将来にもつないでいきたいというふうに考えておりまして、これからが本番が来るというふうに思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） ハード事業・ソフト事業、これまでいろいろ事業に取り組んでこられた。今後も国・県の指針をいただきながら村の振興は待ったなしということでございます。

その中で、ハード事業についてはですね地域住民の方に目に見えてですね変わったとかよくなったとか非常に実感が湧くことが多いと思います。一方でソフト事業ですね、これについてはなかなかその効果というのが見えにくい。その中でソフト事業、人材育成も含めて移住・定住、雇用の場の確保、産業振興とかですねいろいろ取り組んでこられておりますけれども、これまで取り組んできた中で、ソフト事業、目に見えにくいものですから、村長としてですねこの中で効果があったとか、今後これを続けていけば効果が出てくるとかいう事業がありましたらお尋ねしたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今、議員おっしゃるように、ハード的なものについては村民の方にも目について、いろんな形の中で今進んでおります。それを将来、村を支えるような人材育成も含めてソフト事業についてはどうかというお話ですが、今、先ほど申しましたように村内の若手のグループさんが非常に活性化しておりまして、集まって月に1回、2回の会議を持ちながら村全体の話をさせていただいております。それとともに、そのネットワークも広がっていきまして、今、東京のほうにも五木村の応援団ということで、それは皆さんそれぞれで集まっていたいて、いろんな起業の方が五木のことを考えていただいておりますし、その中で、村として政策で打っておりますのは、子育てから教育を含めて、この20年間をしっかりと人減力の向上も含めてやっていこうということで、1つの人材育成については教育を柱として、この前、保育園と五木学園、また五木分校と林業大学校も含めて、村も入りまして五者で包括教育連携の締結をやったところであります。

それと、この前は岐阜県にできましたC o I Uという大学も来ていただきまして、来年度からサテライトとして五木村を選んでいただきましたので、それに新しい学生も入ってくるということになってきますので、そういうものが始まりますと、村内にいろいろ若い人たちがいろんなことで活躍の場が広がっていきまして、それを見ていただきますと地区の方々も非常に賑わいを感じていただくというふうに思っております。

それと相まってハード整備はその横でしっかり整備していただくということになってきますので、これからそうやって若い人たちがいろんなチャレンジとかいろん

なものについて取り組んでいくことについては村もしっかりサポートしながら一緒に考えながら、これから村の将来について一緒に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、とにかくそういう若い人たちの担い手育成が一番大事かというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 先ほど言いましたけど、ソフト事業というのはなかなかですね目に見えてその効果を図るというのはなかなか難しいところでございます。ソフト事業の中で最重要課題、この課題の解決が急務と、喫緊のものだというものはやっぱり人口減少に対する対策、あるいは移住・定住の施策だと思います。

村内の各地域においては5年後、10年後においては、地域の集落がどうなっているのか、非常に不安のある地域もございます。人口減少問題、村の一番の私は課題だと、問題だと思っておりますけれども、この対策について、これまで取り組んでこられた事業、これについて効果が少しでもあったのかどうか、それとも改善するところがあるのかどうか、村長、どのようにお考えなのかお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

村の最大といいますか重要な課題は、今おっしゃっていただきましたように人口減少と少子高齢化というところであります。これは、皆さん御案内のとおりで、昭和34年に6,000人という統計がありますけれども、今が800人弱でありますけれども、そのように人口減少が進んでおります。これは熊本県内で一番小さい自治体でもあります。そういう中で、今おっしゃいましたように、各集落についても非常に人も少なくなつて高齢化も進んだということは私ども村としても捉えております。各地区、この前行いました座談会の会場でもそういうお話もいただきましたで、そういう対策はどうするのかという住民の方からの質問もあったところであります。

そういうものも含めて、いろんな地区のいろんな高齢者についてのいろんな福祉については今後、遠隔医療も進めましょうということと、買い物支援のいろんなニーズ調査も今やらせていただいておりますし、光ネットワークが各家庭に入っておりますのでタブレット化もやっておりますし、そういうものを含めて住民の方にしっかり行政サービスが届くようにと、それぞれの住民の方が健康で社会参加ができるようにということで、今、保健福祉課のほうと社協のほうも一緒になって、どうにか社会参加できるように、お元気でということで取り組んでいるところであります。

いずれにせよ、やはり若い人たちが五木に残って頑張るということになってきますと、それなりの業としては収入を得て、そして暮らしの中で安心して子育てがで

きたり、教育がしっかりし、また、いろんな余暇についても土日についてもいろんなものが賑やかになってくれば、やはり五木に住んで暮らそうという、五木のもとの五木の住民の方の子どもさんかた、そして、あとそういうのが広がっていきますと村外からも五木に行って教育を受けたい、子育てをしたいとかそういういろんな総合的に五木村のこの環境を生かした子育て、また仕事の生業等についても五木で暮らしたいと、そういう方を広げていくべきというふうに思っておりますので、それについては今スタートしましたので、いろんな具体的な政策についてはこれからまだまだ精査しながら進めていければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） さきの新聞ですすね令和7年の国勢調査の結果が出ております。

村長、今言われましたように、令和7年の国勢調査では五木村が人口が810人と、その前の5年前のですね国勢調査では931人と、減少が121人、この5年間で減りました。過去を振り返ってみますとですね平成12年、2000年ですけれども、これから平成17年、2005年までの5年間で172人の減少。それから、平成22年、2014年までに153人の減少。前々回、平成27年、2015年までの5年間で150人の減少。おおむね平均すると130人前後ですか、このくらいなと思いますけれども。これを考えるとですね今後5年間で百二、三十人、仮に減るとすると700人切るわけですね。これが10年すると600人と、単純に考えればこういう数字が出るんですけれども、かといって、人口減少対策というのは非常に難しくてですね、その有効な手立てというのはなかなか見つからないというのは本当、現実かと思ひます。

しかし、人口減少が止められなければ、今計画に掲げてありますひかり輝く新たな五木村、その目指す姿、これにはほど遠い、大変厳しい状況になるやもしれないという危機感があります。

人口減少は私が言うまでもなく、地域のコミュニティの崩壊、経済の低迷、生活、教育、そして雇用場をつくっても、そこで働く人がいない。ひいては五木村がどうなるのか、本当不安が今のところ大きくなるばかりになります。

それでですね村民が安全・安心できる生活環境、ハード事業を含め、これを拡充していくのはもちろんでございますけれども、移住・定住における新たな支援策、あるいは子育て世帯への支援策の拡充、あるいは新たな起業の支援の拡充等々、今考えられることは、みんなと共にですね最重要課題として取り組んでいかなければならないというふうに思ひます。今考えられるのは、これは語弊がありますがけれども、考えられる施策を思い切ってやってみるということではないかなというふうに思ひます。本当、このままではですね五木村が将来どうなっていくのか、ち

よっと不安が大きいものですから、その点について村長は今後、思い切った人口減少、移住・定住、これについての何かお考えがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

人口減少等に伴う思い切った政策をというお話でありまして、先ほど申しましたように国・県・村三者でいろんなハードも含め、ソフトも含め対策をとっているところであります。

令和8年度の五木村の新たな五木村振興計画の実施計画4つの柱がありますけれども、それがすべて、私から言わせますと思いきった対策というふうになってきます。これを精度を上げて、いろんな若い人たちの意見も今聞いておりますけれども、高齢者のいろんな課題も聞いておりますけれども、そういうのを1年、1年、精査しながら国・県と一緒に政策をつくっていておりますので、この精度を上げていながら、先ほど1番議員からもお話がありましたように、まだまだ村のハード的な形はまだ将来図が見えておりませんので、これをしっかり令和8年度中に整えて、その中で村内の企業等についても設備投資をそれぞれやっております。

そういう人たちがしっかり村で活躍をし、また雇用が生まれて、それで五木の生業が始まると。もう1点は、村外のいろんな皆様が五木の令和8年につくりました五木村の新たな振興計画の実施計画等を見ていただいて、こうやって五木村の中には将来に向かっていろんな希望があるとか、チャレンジしてもいいなという方がおられたら、村としたら喜んでお迎えをして一緒になって検討していくということが始まりますので、私も先ほど言いました、令和5年から新たな振興計画がスタートしまして今年で4年目を迎えたところでありまして、これがあと1年、2年で人が増えてくるというふうに私はまだ理解はしておりません。これからまだまだ長い目でしっかり地盤を固めて、しっかり根を張った人たちが五木で暮らして、それがまた大きな形となって雇用が生まれて安定したものがつくられていくと思っておりますので、これから先、いろんなことについてはいろんな精査をして、それを国・県・村と一緒にやっていくということが大事かと思っておりますので、いろいろ実施計画をつくっておりますけれども、それをベースにしっかりまた取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 今後ですねそういったハード的なもの、建屋をつくったりですね道路をよくしたりということも非常に村民生活にとってはですね非常に大切なことかなというふうに思いますけれども、とにかく何度も言いますが、人口減少、

そこで働く人がいなければ建屋をつくっても、いろんな政策をしても余り効果がないといえますか、やっぱりハードとソフト、例えば雇用の場の作成も必要ですけれども、それとセットですねやっぱり移住・定住、人口減少対策、例えば、今住んでおられる若い人たちへの支援、子育てされる方への支援とかですね、今住んでおられる人への支援も大事なかと。その上で新しく入ってこられる移住・定住される方への支援をどのようにすればいいのかと、このへんをしっかりと考えていく必要があるのかなと思っておりますので、ハードとソフト、雇用の場と人口減少、今おられる方、若い人たち、子育て世帯の方たちへの支援とかですねそういうのもセットとして考えていただいてですね、人口減少を何とか歯止めをかけないと、何度も言いますけれども五木村の未来は、ここに書いてあるひかり輝く五木村、これになるようなことを、今から本当、一生懸命、お互いにですね考えていければなというふうに思っておりますので、村長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その中でですね、先ほどありました地区座談会ですね、あるいは若い人たちとの交流会、このへんを村のほうでは何回かされているということもお聞きしましたので、そのへんの若い人たちの考え、あるいは地区座談会での移住・定住、人口減少問題に対する御意見というかアイデアとかですね、そういうものがあつたのかどうか。あれば、どういうものがあつたのかちょっとお尋ねをしたいと思ひます。担当課長、お願ひします。

○議長（早田吉臣君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、御質問がありました点について、まず、行政座談会のほうですけれども、こちらは5月14日から21日まで、5地区において開催させていただきました。

こちらの座談会の御意見、村民の皆さまからの御意見の中には、特に移住・定住等についての御提案であつたり御質問等はなかつたというところですよ。

また、もう1つ、村内の若い方たちの意見を聞く場というところで、これにつきましては、今現在、村内の異業種の方、若い事業主の方たちが、先ほど村長のお話にもありましたように、月1回、2回、お集まりいただいて、村の課題について協議をいただいている場もございます。そちらのほうには村のほうも出席をさせてい

ただいていろんな御意見もいただきながら、提案等もいただきながらお話をさせていただいている機会もございますので、今後もそういった機会、あるいは村のほうとしてもいろんな方の御意見を聞く機会を設けながら、先ほど新たな振興計画の今後のソフト事業等に、あるいはハード事業に踏み込めるようなものについては踏み込みながら、将来の人口減少対策について、あるいは移住・定住対策について取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） とにかくですね人口減少問題についてはですね村全体で本当一生懸命知恵を出し合ってですね何とか人口減少に歯止めをかけるとかですねいうふうなことでお互いに考え、知恵を出し合っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

その1つとしてですね、さきほど村長が言われた、C o I U大学との連携協定を結ばれたということで報道もされておりますけれども、村長が言われるようにですね連携協定において地域の魅力の発信、あるいは人材育成、関係人口の増加につながり、少しでも村が明るくなるようなですね、大学の提案とか連携の中で取り組んでいくということで村長も言われておりますので、ぜひですね学生さんたちとの交流の場で村の人口減少、移住・定住について意見を交換しながら、ぜひ人口減少問題については対策をよろしくお願いしますと思います。

次に、観光振興についてお尋ねをさせていただきたいと思います。これまで村の観光振興、それとそれに伴う交流人口の増加ということは随分長い間ですねこういうことを掲げて観光振興には取り組んでこられたというふうに思います。先ほど1番議員さんからもお話がありましたけれども、川辺川ダム関連工事に伴いですね村の観光の核となりつつあった溪流ヴィラが、3月末をもって通常営業を終わつた。また、水没予定地がですね関連工事によって環境が大きく変化することということで、この点についてはですね村の観光振興、ひいては村の経済にとって大きな痛手となるのではないかと。このような状況の中で、村長は今後の観光振興、先ほども1番議員さんからお尋ねがありましたけれども、重ねて今後の観光振興をどういうふうに進めていかれるおつもりなのか、その考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

観光振興ということでありまして。観光振興については、先ほど一例を出していただきましたように、いろいろ村の振興等に関わることで、水没地にありましたヴィラタイプの溪流ヴィラについては3月いっぱい従来サービスを停止しまして、新たに1棟貸しということでサービスの提供を始めさせていただいております。

五木村のこれからの全体的な観光振興をどう思うかという御質問でありますので、私なりにはやはりよそと違ったものが五木に何があるかといいますと、やはり自然の豊かさが一番売りだというふうに思っております。当然、川辺川については19年連続日本一の清流ということで認定いただいておりますし、五木村から今度は五家荘にかけての中央山地も非常に四季を通じていろんな花も咲きますし、いろんな植物もあります。仰鳥帽子山の福寿草もありますけども、そういった全体的なものを観光として取り入れるべきというふうに思っております。これは国土交通省におかれましては特に川辺の事務所のほうで、川辺川アカデミアということで川辺川は偉大な学校であるということで捉えて、私どもの村の理念と一致しますので、国・県一緒になって村もそこに入りながら、この自然を生かした観光振興をこれからやっていきたいというふうに思っております。

その中で、当然、今ありますような施設、また、これから新たにつくる施設等についても、そこをしっかりと生かしながらそういうモデル的なものをつくりながら全体の事業所も参加をいただいて取り組むのが、一番五木村の将来の観光については大事な肝かなというふうに思っているところであります。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 資料によりますとですね、五木村の日帰りと宿泊を合計した観光客の総数でございますけども、平成27年に約17万6,000人、これがピークで、近年は約15万人前後というふうになかなか観光客の増加にはつながっていないというふうな数字が出ております。昨年は、この新聞を見ると15万6,000人ということでございます。

川辺川ダム、この完成には今後10年程度の期間がかかると言われておりますけども、観光についてもダムの完成、10年間、この期間、村の観光が滞ることがあってはいけないというふうに思っております。交流人口を増やすとかですね新たな観光資源の開発とか、何とかですね観光振興につながるような仕組みづくりが必要かなと、それがやっぱり村で商店とかされている方の経済が潤う、こういうふうに宿泊客が増えることによって、民宿とかですねそういうところの収益が上がるとかですねそういうふうな効果が出てきますので、観光振興、観光客の増加についてはですね今後、ダムが完成するまでは何もできないということがあってはならないというふうに思っております。

やっぱり何とかですねその代わりの方策というか、これを考えていかなければいけないというふうに思っております。近隣の町村ではですね最近新聞に載ってございましたけども、いろんな町が観光ツアーの拡充とかそういう話も出ておりました。あるいは相良村でトトロの森の名勝地の指定とかですねそういうことでされてお

ます。そういったことをまねするわけではないですけれども、本村でも今後ですね新たな登山ルート、これの開発とかですね、あるいはグリーンツーリズム、これを生かした体験交流の場の拡充、あるいは観光会社と提携した観光体験ツアーとかですねそういうものが考えられないかなというふうに思っておりますけども、村長、私はおおざっぱな考えですけども、村長は今後、そういうふうな新たな観光資源とかですね仕組みづくりとかですね、そういうのを何か考えておられるのかお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

観光については来年度、国のほうにおいてはダム本体の着工に入るという話を聞いておりますので、それを境に、どうやって五木村が、村内にも当然ですけども、村外に向けて観光のいろんなものをアピールしていくかという非常に大きなタイミングが来るというふうに思っております。

先ほど申しましたように、自然を生かすことは重々当たり前の話ですけども、それに伴っていろんな組織、それを運営する組織等についても考えるべきというふうに思っております。それとまた、交通体系についてもそうであります。

昔、五木村のほうには観光協会というのがございましたけども、今はそこがなくなりましてから、部分的に道の駅のほうで情報センターということでいろんな情報を発信しておりますけども、まだまだ、これは観光の側面から見ますとなかなかまだまだ弱い組織であります。よそにありますように地域版の観光DMOというのが、法人でありますけども、そういうものが着地型の商品をつくったり、交通体系の管理をしたり、いろんな宿泊所と連携をとってそこにお客を入れ込むとか、そういう強力な組織も必要かというふうに思っております。

そういう中で川辺川全体を見ますと、ダム本体から下流域の球磨川合流点までは川辺川の延長の3分の1であります。本体から上流の五家荘の源流までが3分の2、長さ的にはございます。前回は五家荘の皆さんと連絡は取りましたけども、一回、この機会に、また過去、GOGOプロジェクトというのをやっております、五木、五家荘ということで頭文字を取ってGOGOプロジェクトというのをやっております。いよいよ、私ども観光について、そういう、これを境にひとつアピールしていこうということも考えておりますので、これについては五家荘地区の皆さんともまた連携をしながら、あそこにも民宿とかいろんな旅館等もありますけども、先ほど言っていた中央山地のいろんなトレッキングとかトレイルランとかいろんな商品的なものも想定されますので、それをしっかり商品をつくっていければというふうに思っております。まずは組織の見直しも、そういうのもつくっていければ

というふうに思っております。

それと、もう1点は、やはり交通体系の、今、村でも見直しをかけておりますけれども、従来の観光客の入り込み等については、ほとんどが、マイカーで来る人は別でありますけれども、ほとんどが従来の国道219から入ってこられたり、それと肥薩線で人吉駅に降りてそれからバスで入ってくるとか、そういう交通体系がほとんどだったというふうに思っております。大通峠のループ橋ができましたからは大型観光バスも入ってきておりますけれども、そういうものを視野に入れますと、観光に携わる交通の見直しも必要と思っておりますので、特に私が一番考えておりますのは、村内の交通体系の見直しをかけるに当たっては、観光も視野に入れたものをつくるべきというふうに私は思っておりますので、そうしますと、新八代駅まで五木のほうから観光の予約制度にしろお迎えに行き送りに行くと。また、五木のほうから五家荘地区とかいろんな登山道にお客を送り、迎えにも行くと。そういうものをこの機会に一回整備をしたらということで今取り組んでいるところであります。

そういうものをしっかり捉えて五木村全体、また中央山地全体の川辺川上流域としての村づくりは五木にしかないものというふうに思っております。当然、五木の子守唄も含めてですけれども、そういう伝統文化も活かしながら、自然の中で観光をしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（早田吉臣君） 暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時13分

再開 午前11時21分

—————○—————

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 観光振興についてはですね村と一緒にですね我々もいろいろ考えてまいりたいというふうに思っております。

一方でですね、1番議員さんの質問の中にもありましたけれども、観光客を増加させる、一方でこの方たちを宿泊させる施設がなかなか足りないという課題もあります。この点についてもですね観光振興、交流人口の増加とかですね観光客の増加と併せて、観光で訪れる方の宿泊対策、これを今後どういうふうに対策をとっていくのか、この点について、ぜひセットでですね考えていければなというふうに思っておりますので、村のほうもその点についてもその対策については考えていただきたいというふうに思っております。

次に、2点目ですけれども、村の財政計画についてお尋ねをさせていただきたい

と思います。前回も財政については質問をさせていただきましたけれども、今年度の当初予算では一般会計総額50億7,000万円と、前年度比約10億円の増加となっております。これは主に、五木学園の校舎の新築工事によるものが主な要因だと思われますけれども、この小さな自治体で50億円余りの予算、しかも、そのうちの5分の1、約10億8,000万円が村債、借入で賄われる予算設計になっております。この予算について、村の財政規模からですね今後の村財政状況についてはどのように捉えられておるのか、総務課長にお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

お答えに入る前に前段でちょっと御説明をさせていただきます。御存じとは思いますが、前の県知事がダムを白紙撤回されました。それから、五木村振興に対して、私が本部長になって五木村振興を進めていくと言われました。そのときの五木村振興に対して10億円提供といいますか、されました。条件ではないんですが、私たちが事業を遂行するに当たり、国の補助事業であつたり、県の補助事業、あるいは有利な起債を起こしてやりなさいというのが条件でした。今回、令和5年から始まった新たな振興計画も、そういう条件じゃないですけど、そういうのが前提でございました。

本題の財政状況と、起債もちょっと話しますが、今回、県の振興基金が、これも若干お話ししましたが、令和5年度で10億円、6・7年度がございました。今回の補正予算で5億円ということで、こちらも御存じと思いますが、インフラ整備、どこに道路改良、道路維持管理、あるいは簡易水道、地元の管理の水道施設ですね、これをやれるに当たってかなりの事業費が大きい、億近いお金が必要な場合もあります。当初から有利な国の補助事業等を使っておりますが、どうしても起債に頼らなければいけないというのが現状でございます。過疎債を活用しても、12年間の返済期間がありますので、結構これが、いわゆる借金が圧迫しているということです。

ちなみに、財政の指標の分析ありますけども、過去10年間ぐらいを遡って実質公債費率という指標があります、これはざっくり言いまして、村の標準的な財政に対して借金、返済額がどれくらいのパーセンテージでいくかと話です。一番低かったときで令和元年度が7.1%でございました。令和6年が12.5%、約2倍までにはなっておりませんが財政を圧迫している。ちなみに、今ちょうど、うちの職員、夜遅くまで頑張ってもらっておりますが、地方財政状況調査が全国一斉に行われておまして、決算統計と私たちは言っているんですが、その結果によって令和7年度がどのくらいの指標になってくるか。多分と申しますか、令和6年度が12.5%でし

たので、それは必ず上回ってくるというような状況です。これについては9月の定例会で報告はいたしますが、去年より悪くなるとは必然というかわかっている感じでございます。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 今、総務課長言われましたようにですね9月の定例会のときに資料があればお願いしたいと思います。

資料によりますと、地方債の現在高については平成27年度の22億8,800万円、これ以降ですね年々増加しております。また、実質公債費率もですね基準内では今のところありますけれども、これについても令和元年度以降、年々大きくなっている状況であります。令和6年度における地方債の現在高は36億4,331万円、今後ですね振興計画を進めていく中でこの残高がまた大きく増えていくと、そして公債比率もだんだん大きくなって財政の硬直化が進んでいくのではないかというふうに考えてもいます。

一方でですね村の貯金である一般会計における基金の残高は、令和6年度に32億4,687万円となっておりましたけれども、令和7年度の、まだ決算は出ておりませんけれども、令和7年度の見込みでは22億7,973万円、約10億円ぐらい減ってくる。さらにですね資料によりますと、今のところ、令和8年度においては14億6,710万円と、このうちの財政調整基金は3億4,375万円というふうに、さらに減少することが予想されております。

村の振興計画を進めていく中で熊本県は20年間で50億円の財政支援をするという話にはなっておりますけれども、県の支援を受けながら、今後また村の振興計画を進めていく中で、今後ですね村の借入、起債をする計画は今後振興計画を進めていく中でどういうふうな計画になっているのか、総務課長にお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

起債の問題ですけれども、先ほど、前段に9月に資料をとということであるんですが、監査委員が監査された決算の報告書があります。タブレットにも昨年度分が入っておりますけれども、その中に財政指標の一覧がありますので、そちらを御覧いただければ、過去10年間どれだけ悪くなったのかというのはわかります。これはそのコピーです。

基金ですけれども、最近の基金の状況ということで、こっちも監査委員さんからの報告もあったのが4月分でした。今、財政調整基金が5月末で6億8,000万円、いろいろ基金は目減りはしております。それで、今考えているのが、起債の繰上償還をしていこうと。正直圧迫しています、言われたとおり。実質公債費率というのが

18%を超えると、国とか県とかの許可が必要になる。ということは、駄目ですよと言われたら借金もできない。そういう現象に陥ってしまいます。

それで、今年度については減債基金、今までずっとためてきていました、それを取り崩して繰上償還をしたいとは考えております。逆にと申しますか、減債基金もそれに使ってしまうとまた減ってくると。借金できるようにじゃないですけど、借金できないとなると、また困りますので、起債を起こして事業を行っていくというしか今のところないのかなとは思っております。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 今、総務課長が言われたようにですねやっぱり村の財政が危機的な状況にならないようにですねしていかなければならない。今後ですね10年程度ですねやっぱり財政計画をする必要があるのかな、起債の借入、あるいは事業の計画、それに対しての借入がどのくらいになるか、返済がどのくらいになるのか、今の状況はどうなるのかといったようなですね10年程度のやっぱり計画を、財政計画をしていかないとなかなか振興計画を進める上においてはですね事業に支障が出てくる可能性もありますので、その点についてはですね今はなかなか県の振興基金の交付も1年に1回来るのか、2年に1回来るのか、3年に1回来るのかよくわからない状況というお話もありましたけれども、財政計画というのはこれがないと、今後大きな振興計画を進めていく中では財源の確保というのがなかなか厳しいものになってくるのかなというふうに思っていますけど、その点について、総務課長、どのようにお考えになるか。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

黒木議員言われるとおりでございます。3月議会で豊永議員の答弁でしたか、何しろ財政計画をつくらなければいけない、令和4年度まではつくってございました。ただ、言われるとおり、必ず1年で5億入りますよとかならつくれますが、これがいつ入ってくるかが全然わからないということで、今つくれない状態です。こっちが勝手に、年間5億円入ってきますよではつくれるんですが、実際入ってこないと何もならないという感じですので、財政計画は必要だと感じております。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 振興計画、それにおける財源とかですね、村がいろいろ悩ましいことになっておりますけれども、振り返って考えてみますと、本来、村の振興というのはですね国や熊本県が責任を持って進める計画ではなかったのかと。そして、その財源においても国、熊本県が責任を持って確保すべきではなかったのかというふうにちょっと思うところもあります。村の財政が無理をしないような計画、国及

び熊本県はその点は十分考えていただければというふうに思っておりましたが、
も、そんなことを考えますと財政規模の小さな村に大きな財政負担をさせて、し
かも将来的な不安を持たせ、振興計画をこのまま進めていくと。何か釈然としない思
いがあります。

また、ダム事業が終わってですね、仮にダム事業が終わって、県の50億円の財政
支援が終わったときに村はどういうふうになっているのか、あるいは国や熊本県は
そのときに村に対してどのような対応をしてもらえるのか、なかなかわからない状
況になりますので、私としては非常に財政については不安があります。その点につ
いてですね、将来、村が安定した財政運営ができるようになるまでですね、国ある
いは熊本県に対して、さらなる財政支援を求めて、強く求めていただきたいという
ふうに思っております。その必要がぜひあると思いますので、村長、この点につ
いてですねどのように考えなのか。ぜひ、これは国・県に対してですね求めていた
きたいというふうに私は考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います、ど
ういうふうにお考えなのかお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えします。

財政の運営、取りまとめについては先ほど総務課長のほうから中身についてお話
があったとおりであります。村全体の話をさせていただきますと、令和5年から新
たな五木村振興計画がスタートしております。そのときに五木村としましては、こ
れまで進行が遅れてきた危機的な状況にあるということは国・県・村の共通認識と
して振興計画がスタートしております。

振り返りますと、ダムの計画は60年ということで、いろんなハード整備につい
てもいろんなソフトについても遅れてきていると。そうしますと、令和5年に計画が
立ち上がりましたときに、5年間で凝縮して一気にそれはやっていかないと、村は
10年、20年とかでは滅びてしまうという危機感の中で、5年間で圧縮してやりま
しょうということが今の現状にきております。

その中でいろいろ、先ほど総務課長からもありましたけども、5年間でやろうと
いうことにつきましてはいろいろ産業育成、また人的な支援に加えて各地区の水道
施設の改修、また公共施設のハード整備について、これについては道の駅の改修は
終わりましたが、今回上げておりますような温泉施設の改修建設、また義務教
育学校施設の建設、その後に、今度は交流館の改修も一応計画はしておるところで
あります。そういうものを一般の自治体としましたら、こういうものについては財
源を見合いながら、期間も分散しながらというところでもありますけども、五木村の
振興の現状を考えますと、こういうものはやはりしっかり早く整備をして、それを

もとに、先ほど議員から質問いただきましたようにいろんな五木の振興を加速していこうということに集約しておりますので、これについては基本的にありますのは、国においてはいろんな補助政策、いろんなハード整備をやっていただきますけれども、村の振興等に関わるのところにつきましては、県からお示しをいただきました。ある程度の財源をしっかりと交付いただいて、まず令和5年に10億いただいておりまして、令和8年度、今回の予算に上がっておりますけども5億来ております。

それをしっかりと安定的に財政の確保ということで、議会共々要望いただいておりますので、村のほうとしましてもしっかりと財政計画を立てるように、ハード整備も含めた中でいろんなインフラ整備、これからやっていきますけども、それに関わる財源についてはしっかりと県の交付金と財政の確保、これをお願いしていく、ものすごい大事というふうに思っております。

従来の約束いただいたものについてしっかりと交付をいただいて、その後に新たな財源を求めるなら求めていくというのが筋というふうに思っておりますので、当面は、県がお示しをいただいた財源についてしっかりと確保、そしてまた交付をいただくということを県には求めていきたいというふうには思っております。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 村がですねこういうふうな状況になったのは何が原因が、どこに責任があるのか、そういうことを考えるとですね今の状況というのはちょっと釈然としないような気もしております。熊本県の50億円の支援についてもですねいつ入るかわからない状況じゃなくてですね、できれば一括して交付いただくとかですね、あるいは定期的に1年間に5億なら5億とかですね、そのような感じで交付していかなければ村の財政計画を立てられないという状況でですね村の振興が図られるのかなと私は思っております。ぜひですね熊本県の財政支援については強くですね、この点については我々議会もですけども、村長もですねぜひそのへんのところは強くですね一緒に要望していきたいと、言っていきたいと考えておりますので、頑張っていきましょう。

次にですね飲料水供給施設の管理についてお尋ねをさせていただきたいと思えます。飲料水供給施設の管理については以前にもちょっとお尋ねをさせていただきましたけれども、全体の人口減少あるいは地域の高齢化、このような状況になったところで水源の管理とかですね施設の管理、あるいは導水管、配水管の破損とかそういったところの管理が地域ではなかなか難しくなっている。改めてですね今後、地域の集落の人口も減ってくる可能性もありますので、管理ができなくなったときの対応、その点について村として、今後どういうふうに考えていくのか。建設課長、お願いします。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

飲料水供給施設の管理ということで、故障とか破損とかあった場合の対応をまず述べさせていただきますと、もちろん御承知のとおりですけれども、災害等に遭った施設は災害復旧事業で村が行う。あと、また突発的な事象ですね不測の事態とか想定外の事態とか緊急事態があった施設、同じようにその都度、村のほうで修繕はしていくところでございます。

また、施設そのものについて今後どうなのかというお話でございますが、それにつきましては、かねてから申し上げたとおり、27地区の老朽化診断調査というのをしておりますので、それに基づいて、今、改修の計画、ひかり輝く五木村振興計画の実施計画にも乗せている順序でやっていくところでございますが、一番問題としている、管理についてどうするのかということでございます。本当、頭が痛いところではございますけれども、御承知のとおり、条例とか管理規則においては村が整備したものは無償で提供するので、地区のほうで管理は行うというふうになっているところでございますが、ある地区においてはそろそろ村のほうで管理できないかとかという話もあるところではございますけれども、また、一方ではある地区は、いや、いや、うちはまだ水道料金なんか払って村にお願いするという話もございません、うちで管理するよというところもございます。

お互いそういう状況、ケースバイケースでもございますけれども、そのときの状況に合わせて、今はっきり答えはできませんけれども、対応していかなければならないかなと思っております。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 今ですね私たちの集落でも施設の管理についてはですね、動ける人といえば語弊がありますけれども、地域でできる人が出てですねいろんな管理を、ホースの修繕だとか土砂の撤去とかですねそういうのをやっておりますけれども、あと5年、10年もしたらですねそれができる人がいるのかなというちょっと不安もありますので、そういったところを今後、村としてもですね、今後、私たちの集落だけでなくですね、これは村全体の集落の話だと思いますので、そのへんの管理についてですね、今後どうやっていくのかというのをしっかり考えていただきたいというふうに思います。

その中でですね新聞等で有機フッ素化合物のことがよく出てまいります。地下水とかですね湧水とかで基準値を超える有機フッ素化合物が検出されたということでございます。これが今年4月から水質検査の検査の項目の義務化になっております。ただ、村管理の簡易水道とかいう施設については村がきちんと毎月水質検査を行っ

ていると思いますけれども、地区管理の給水施設については、施設を設置するときにはですね水質検査をされると思いますけれども、その後は多分されていないのが現状かなと。ただ、このようにですね有機フッ素化合物の検出が出てくるものですから、地区の給水施設の飲料水についてもですね村のほうで年に1回とかですね数年に1回とかですね、地域の人たちが安心・安全に水が飲めるようなことになるように検査を村のほうでしていただけないかと思っておりますけれども、建設課長、これをどのようにお考えなのかお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

今、PFASですね水質検査ということで、最近、テレビ、新聞等でもあるところでございますけれども、その前に村の水道施設についてはその検査はもちろん実施しているところでございます。

2番議員さんおっしゃるのが、地区の飲料水供給施設でもそれはお願いできないかという話と思いますが、先ほどもおっしゃられたとおり原水は村のほうでまずは調査して、施設の改修時にももちろんそういう検査は行うところですけども、月々の検査、原水の検査は、村の皆さんから料金を取って飲む水はしますけれども、地区のほうでは恐らくやっていないのかなと。ただ、次亜塩素酸を添加して飲む分については地区のほうでももちろんやられてるのではないかなと。

したがいまして、原水の調査につきましては、地区の方が不安だということであれば、それは検査を実施してもいいのかなとは思っておりますけども、PFASにあえていえば、そこが検出された地区をよく聞くと埋立地であったりとか、そういった酸性雨に心配があるとかそういうふうに聞いたところでございまして、五木村で該当するのかなというところで、五木の簡易水道についてはもちろん該当はしておりません、検出はされないところでございますので、すぐ健康被害に直結することはないのかなとは思っております。ただ、地区の方から心配だというお声があれば、当初予算でもとは思っているところでございます。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 今後ですねやっぱり高齢化が進む中で、地域の人たちの安心・安全のためにもですね、できれば飲料水の施設の管理を含めてですね水質検査、これについても何とか村のほうで対応できるようにですね、今後またそういうことをお尋ねするかもしれませんが、そういうところも含めてですね今後の管理の在り方、水質検査の在り方について考えていただければというふうに思っておりますので、その点についてですね、今後とも私も考えてまいりますけど、そういうとこ

ろで村のほうも検討をお願いしたいというふうに思っております。

最後に、学校教育の教育環境についてお尋ねをさせていただきたいと思います。本年4月から義務教育学校五木学園がスタートされました。来年4月からは相良村と、2030年には山江村も開校を目指すということになっております。義務教育学校については、メリット・デメリットいろいろ言われておりますけれども、教育長、今年スタートした五木学園、この内容についてですね今後どのような教育環境、教育の充実、前にもお尋ねしましたがけれども、五木らしさがある特色のある五木学園、どのように構築されていく考えなのか、お尋ねをさせていただきます。

○議長（早田吉臣君） 西教育長。

○教育長（西 龍三郎君） お答えします。

今ありましたように、ちょうど学園が開校しまして3カ月ですね。当初の教育計画によって、今、順調に学校運営はできていると思います。ただし、分離型ですので、第1校舎と第2校舎の行き来とかそういったところで若干不自由をおかけしているのが事実でございます。また一体型になれば、そういった環境も大分変わってくると思いますので。

今、こういった教育環境をやっているのはどういうことかということですけど、3点だけ御紹介したいと思います。

まず、複式学級について、指導の見直しをしております。複式学級の解消はなかなかできませんので、その内容の見直しを、高学年の教科担任制をしております。5・6年生の主要教科、国語・算数・社会の3教科については、中学校の専科の先生方が第1校舎のほうに行って授業をしております。子どもたちに聞いてみますと、専門的で深い学びができるということで、児童からも高評価を受けております。今後はもっと乗り入れの授業の拡大を教育環境の整備を図りながらやっていきたいと思っております。

次に、2点目にICT遠隔教育ということでICTを使って、今、県教育委員会から指定を受けております、新たな学びのプロジェクトということでですね。課題である集団の固定化がありますし、多様な考えに触れる機会をつくるということで、都市部の学校と、また外国の学校とオンラインを通じて意見交換とか交流をするということを今計画しております。相手校の選定を今後またやっていく必要があると思っております。

3点目に、特色ある教育課程を編成できるということで、五木学と読書科をメインに掲げてやっております。まず、総合的な学習の時間で1年から9年間、系統的に郷土学習をできるカリキュラムをするということ、それから後期課程は総合的な学習の時間にドローンを使って探求活動をやっているということで、これは

操作技術だけではなくて地域の課題解決とか魅力発信につなげる、そういったところも含めて教育活動をやっているということで、これは未来の学校という形で、この学校がこういった形でやっていくのが大事かと。開校初年でありますので、いろんな保護者や地域の方々の意見や学校教育委員会の意見等を参考にしながら、課題を可決して改善を図っていけると思っております。特に五木学園ならではの特色ある教育活動を展開しながら、義務教育学校としての教育環境をさらなる充実につなげたいと思っております。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 新しくスタートした五木学園、そして来年9月には12億5,000万円をかけた新しい校舎ができます。その中で五木の歴史をですね認識できるとか、五木のよさがわかるような学習の在り方、それとですね五木学園ならではの特色を生かした授業内容とかですねそういうのをぜひ構築してですね児童・生徒の皆さんがこれまで以上に五木を好きになり、そして健やかに成長され、勉学に励まれることを期待をし、私の一般質問とさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（早田吉臣君） これで、黒木議員の一般質問を終わります。

お昼の時間のため、暫時休憩いたします。1時から再開いたします。

—————○—————

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

—————○—————

○議長（早田吉臣君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問の途中です。

次に、7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） 豊永です。ただいま議長の許可を受けましたので、私の一般質問を通告書に添って質問をさせていただきます。今回は、4項目であります。どうぞよろしくお願いします。

まず、1項目めが、県道・村道の維持管理状況についてでございます。まず、一例、県道の五木湯前線、県道久連子落合線、県道小鶴原女木線の令和7年度の維持管理の実績について伺います。この路線は熊本県の管理の道路でございますけども、なぜ、今回この質問をするかといいますとですね、県道の先には村道がございます。関係住民の方におかれましてはですね村道と同様に生活道路として利用されているところがございます。村道につきましては一部歩道の剥がれがあったり陥没をして

いるところもありますが、特に県道の維持管理が十分でないという住民からのお話も聞きますので、県道の維持管理の実績について、まずは担当課長に伺います。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

まず、御指摘にありました県道五木湯前線、久連子落合線、小鶴原女木線の3路線について、熊本県が管理する道路であることから、管理状況の実績について県のほうへ確認、情報収集を行いました。その結果を御報告します。

その前に、タブレットのほうの資料に管理状況ということで、実績、数字、関係をタブレットのほうに格納させていただいております。県からいただいたものでございますけれども、それを見ていただきながら御報告したいと思います。

県によりますと、まず日常的な道路パトロールについてでございますが、各路線、3つの路線、月3回の頻度で道路パトロールを行っていることでございました。また、舗装の穴ぼこの道路施設の修繕の実績などの障害物除去及び除草作業といった道路維持修繕については、年間の維持修繕費、作業数は、そこに書いてありますとおりおおむね680万から850万、作業日数は12日から17日を要しているということでございました。

続いて、具体的な補修工事の実績につきましては、久連子落合線において約500メートル、1,850万円、小鶴原女木線におきましては250メートル、1,050万円の施工が昨年度行われております。

また、区画線設置工事につきましては、五木湯前線において1,200メートル、道路延長は約600メートルでございますが、180万円の対策工事だとのことでございます。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） ただいま、資料を基にですね担当課長からの県道の令和7年度の実績の説明がございました。実績の数値を見たときに、これで十分かと、この維持管理が十分かということ、住民から十分でないと言われているわけでございますから、私自身もちょっとこれで十分かなとはなかなか思うことが厳しい状況であろうと思います。

私もちょっとこの路線については道路状況のほうをですね確認に行ってきたところでございます。写真のほうも撮ってきておりますが、現状はですね非常に落葉や落石、車幅が狭くなっている離合が困難なところも確認ができました。担当課でもですね普段、この県道を利用してですね村道関係の工事関係現場とか水道施設関係を確認に行っておられると思いますけれども、普段この県道を通られて、この現状を

担当課長として、今どのように思われているか御所見をお願いします。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

村の村道パトロールも含めて、そこに行く手前には県道があると。そこを通ったときにどういう維持管理について感じるか、所見はどうかということでございますが、もちろん大きな落石とか風倒木、そういった形で支障がある場合には速やかに県のほうに御報告しているところでございますけども、ちょっとした穴ぼことかそういうところ、気づかないところがあるろうかと思えます。ただ、先ほども申したとおり、すぐに通行できないとかいうのは、迅速に報告、連絡と撤去の要請をしているところでございます。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） そういう落石とかですねもちろん倒木等で路線が通れないという場合にはもちろん迅速な対応をしていただいておりますけども、現状においてですね路肩にですね、山側とか特にですが、木の葉とか、先ほど申しましたけども、落石、木の葉等がたくさん落ちてですね白線も見えないような状態の道路の現状でございます。そういう現状を見ていただいた、確認をいただいた中でですね、②のほうに移りますけども、県道の関係の地区、それと村と県の連絡体制、まずはこの現状について伺いたいと思えます。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

県との連絡体制は村としてどうなのかということでございますが、もちろん連絡体制といいますか、そういう仕組みというかそういうものはまずはございません。ただ、必要に応じてではございませんけども、その都度、異変等がもしもあれば県のほうにお知らせ、連絡するところでもありますし、また、住民の方々から伝え聞いたものも直接、県のほうにそういう連絡があったというふうに県のほうにはもちろんお伝えしているところです。

また、最近住民座談会のほうでも直接、国・県含めたところの座談会ですので、県の方、関係部局の方もいらっしゃいまして、住民の方が県のほうに直接御要望とかそういうのを言う機会がございますので、特に新たな体制の構築については今のところ、今までどおりでいいのかなというふうに思っているところです。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） 県道、3路線含めてですが、特に3路線についてはですね令和8年度の実施計画書、こちらのほうにですね具体的に書いてあるわけですね、整備方針がですね。ここにおきましては、この3路線については、地域に密着した生活

道路の整備をやると、そういう中で斜面对策とか道路改良、交通安全整備、離合箇所、そういうものを整備していくということでございますが、この整備についてはですねこの計画どおりにハード的に進めていただくことは非常にありがたいことですね、進めていただきたいんですが、ただ、具体的なこういう道路改良なんかはですね特に数年、年数がかかりますですね。

このような新たな整備方針と併せて、やはり、現実、今、目の前の話ですが、利用されている現道の維持管理、これが非常にとても住民にとってはですね重要な施策であろうと思います。特に山間部に行きますと道路の通行の確保が重要視されておられます。

今言われたように、連絡体制については、例えば住民から連絡があったから県のほうにという話でございますが、県につきましてはですね令和6年2月に村から要望書を提出しております。同年3月にですね回答書を受けた中に、この3路線については住民等の意見を踏まえて安全・安心に利用できる道路となるよう整備を進めると、そういう回答をいただいておりますので、今の実績を見ますと、極端に言えば月に1回程度の整備実績かなと、月1回ぐらいの整備で果たして現実的に十分かと、これは先ほども言いましたけども、十分と住民の方が思われてないわけですから、今言いましたように、地域とですね村と県の連絡体制をしっかりつくっていただいて、月に1回程度の維持管理ではなくて、やはり住民が安心して通れるような通行できるような維持管理をしていただくためにも、こういう新たな連絡体制を整備構築ができないかなというふうに私は思っておりますが、村長の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

特に、今、議員御指摘の県道については、村内に4路線ございまして、主要地方道の宮原五木線についてはいろんな改良も含めて取り組んでいただいておりますけども、残りの久連子落合、また五木湯前線、それと小鶴原女木線においては、それぞれ県のほうで五木湯前線については起点部の改良に入ってもらっております。また、久連子落合線につきましては、離合箇所の住民も立会いの下、そこを整備することと、小鶴原女木については狭窄部の拡張を順次改良をやっていただいておりますけども、それよりもまして維持管理の部分について、特に、今回こういう梅雨場とか、あと台風時期とか、あと紅葉シーズンで落ち葉が両サイドに葉っぱがたまって道路が狭くなるとか、あと凍結とか、いろんな管理上については問題が発生は事実であります。これは座談会の場でもそういうお話はいただいておりますので、そういうものを根本的に県の土木のほうといろいろ話をさせていただいて、そ

の対応等については順次調整をしながら進んでやっていきたいというふうに思っておりますので、今後またさらにこういう御意見があったということで県のほうにはつないでしっかり管理のほうに当たっていただくようにしたいというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） そのようにですねぜひ、県との新たな連絡体制の構築のほうをですねつくっていただけるように働きかけのほうをお願いしたいんですが、そこで、3の外側線の設置の必要性和県への要望についてということで伺いたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、振興計画のほうに記載されている整備方針の中の交通安全施設というものがございます。これはガードレールとかですねカーブミラーとか、そして区画線等であろうと思います。

この3路線を見たときにですね特に区画線が消えておりまして、道路幅が確認できない区間が多くあります。今、資料のほうにもですね、県からいただいた資料に具体的に区画線の外側線の現状ということで記載されておりますが、例えば五木湯前線、総路線の延長が10.5キロある中で、視認性低下区間長、結局これは確認が取れない、区画線が確認が取れない延長は9キロということは、9割方区画線がないと、見えないという、これが現状と。ほかの久連子落合線、小鶴原女木線もそうでございます。

そこでですね私としましては、まずはですね区画線をしっかり設置いただいて、区画線が確認できるような維持管理のやり方、区画線を引くことによって交通の安全の確保にもできますし、維持管理をする中でも区画線がはっきり見えるような維持管理のやり方、それをですねぜひ熊本県のほうに要望していただけないかなと。さきの県知事要望のときにも私は区画線の設置のほうを要望いたしましたけども、設置の必要性和県の要望について、村長の所見をお願いします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、議員おっしゃっていただきましたように、さきの県への要望のときも議員のほうから区画線についてはということで要望されていただきまして大変ありがたく思っております。

今ありましたように、区画線については今の現状等については県の資料が示しているような現状であります。これについて、また、これに伴い、道路に側溝とか落石等も入ったりという箇所もあるというふうに聞いておりますので、これにつきましてもしっかり県のほうにこういう話を伝えて、これに当たるような予算の確保と、その実効性を持ったいろいろ取組をお願いしていきたいというふうに考えており

ます。明日、また県の事業説明等もありますので、その中で私のほうからも発言させていただきたいというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） ぜひ、要望も含めてですね村長、私たち議会もやっていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いします。

次に行きます。2点目です。村営住宅の家賃設定についてということで伺いたいと思います。村にはですね一般住宅条例、村営住宅条例ということで、そちらの条例に基づく入居者の家賃が設定がございます。そういう中で、一般住宅の家賃については条例に基づきまして建物の建設費用等から算定して家賃を決定する場合と、一方、村営住宅の場合には公営住宅法の基準によりまして、入居者の所得額等によってを算定をされているかと思えます。

公営住宅の中の村営住宅の場合にですね同じ所得額であってもですね一般住宅と村営住宅では家賃のほうに差が出てくると、出ているというのが現状であるかと思いますが、この現状について、担当課長はどう捉えておられるか伺います。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

一般住宅と村営住宅、家賃の格差、まずこの現状をどう捉えているかということですが、一言で申し上げれば村営住宅、公営住宅ですね、家賃は一般住宅家賃よりも高額となるというところでございます。

なぜ、そうなるのかにつきましては、議員、先ほど申しましたが、再確認する上で申し上げたいと思います。一般住宅家賃設定は、建設費の半額を30年の耐用年数で回収するよう減価償却を設定しているところでございます。また、収入超過ですね、所得が多い人でも上限頭打ちの設定というところで、これはいわば特例的な措置であるのかなと思っております。村営住宅です、公営住宅、もちろん公営住宅法に基づいて算出されておりますが、こちらはもちろん建設費の全額を30年で減価償却するよう設定しておりまして、また、所得、収入の増加及び居住年数に比例して家賃が段階的に高額になっていくということになります。

したがって、両住宅それぞれ家賃を比較した場合、一般住宅家賃が村営住宅家賃を下回るケースが浮き彫りとなり、特に高額所得者においては不公平感が生じるのかなというふうに思っております。

ただ、村営住宅、公営住宅は、先ほども言った公営住宅法で建設されている以上、どうしても家賃に格差が生じることは現状ではやむを得ないかなと思っております。今後は、法に触れない一般住宅を建設していくことがベストかなとも思われますが、村営住宅は公営住宅法によって建て替えに補助事業が適用されますが、一般

住宅は単費でつくっておりますので、建て替え時期において財源をどうするのか憂慮しているところです。可能であれば、やっぱり民間の住宅が今後、五木に入ってきていただければなというふうにも思っているところです。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） ただいま、担当課長の現状認識されている内容の回答をいただいたわけでございます。このように現状格差があるということでございますが、そこでですね、家賃の格差に取り組む考えがないかということでございますけども、先ほど言われましたように、村営住宅の場合には公営住宅法の法律の下で動くわけでございます。ただ、全国的にですねこういう山村は過疎化が進んでおりまして、高齢化率も非常に高く、生産年齢も低くなっているのが現状でございます。本村も同様でございますけども、特に生産年齢を上げるということはとても重要なことと思っております。

また、移住・定住の促進をする中でもですね働き手の確保、これは重要であるというふうに思います。働き手の確保をする場合、働く場と住まいということが重要なことではありますが、もちろん法律の話ですけども、公営住宅法という法の中で動いている中ですけども、現状、何十万の自治体もですね五木のように人口が1,000人を切った自治体も同じであると。これは法の下でございますけども、この現状を踏まえてですね何か、こういう1,000人以下の自治体、そういうところでの公営住宅法の在り方、こういう法律の中で、例えば特区制度ですか、そういうものあたりを国に要望したりですねなにがしかの村としての取組を今後考えられないかと、その点について、村長、考え方をお願いします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長

○村長（木下文二君） お答えいたします。

まず、村営住宅、また一般住宅も含めてですけども、今回、頭地代替地の入り口のほうに8戸できまして、4戸募集をかけてすぐいっぱいになったという経緯もございます。そうやって五木の定住、また、いろいろこれから先の振興等についても住宅の確保というのは非常に大事かというふうに思っております。その中で、村営住宅と一般住宅の家賃の格差というのが当然ありまして、今案内がありましたように、公営住宅法でつくったもの、全国一律の制度の中で補助をいただいてつくった住宅については、法に則って家賃の設定というのが組み込まれています。そういう中であっても、特に山村部とか地方においてそういう住宅建設、小さな自治体ではなかなか財源の限りがありますので、そういうところに何か手当ができないかなというのが今の議員のお考えで、私もそうは思っております。

そういうものについては全国で山村振興連盟という会議もございます。その中では全国町村会というのもありますけども、そういう中でいろんな形を使って、そういうところに要望しながら、それとまたスモールg7サミットといって小さい村が7つの村の自治体もあります。その中で今年も内閣府のほうに要望に行こうということが上がっておりますので、そういう折を見て小さい自治体のいろんな課題等については訴えていきたいというふうに思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） ただいま村長の答弁をいただきました。山村振興協議会、全国の、またg7サミットあたりの要望活動あたりでですね、小さい自治体のこういう具体的な課題、そういう要望をやっていただけるということでございますので、ぜひ前向きな取組と検討をお願いしたいと思います。

次に、1点目にまいります。村民の座談会の開催による住民意見への対応についてということで、本年度も先ほどからお話がありますけれども、座談会のほうが開催されております。そういう座談会の中で村民の貴重な意見に対しまして、今後ですねどのような回答、また今後どのようなスケジュールで対応されていくのか、まず、担当課からお願いします。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） ただいま、行政座談会の開催について御質問をいただきました。

毎年、現在開催させていただいておりますけども、5月14日から21日の五日間、村内5カ所にて、令和8年度の新たな振興計画の取組等について、国は川辺川ダム砂防事務所、県も各部局から御出席をいただきながら開催させていただいたところでございます。

5カ所で約80名の村民の皆さんに御参加いただきまして実施をさせていただきました。その中で、先ほど議員からもありましたように、村民の皆さまから地域の課題や困りごとについて貴重な御意見をいただいたところでございます。

いただきました御意見については、その場で回答できるものはその場で回答させていただきましたけども、持ち帰った課題等については、役場内あるいは国・県それぞれの回答について、現在対応の状況、今後の対応等について協議を行っているところでございます。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） 今、いろんな意見に対して検討を行っているということで、回答内容をですねいつぐらいに住民の方にですねお示しができるのかというスケジュー

ールのなもの、まだ今の段階ではわからないということでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 大変失礼しました。

いただいた御意見に対しての回答等につきましては、まず第一弾として、今月末に行われます6月末の区長会にて、御意見に対しての回答や現在の状況、今後の対応等をまとめたものを回覧にして区長会にて配付させていただきたいというふうに考えております。例年、こういった形で進めさせていただいておりますので、今年も同じような形で行いたいというふうに思っております。

また、今回の区長会以降に対応したものについても、随時、区長会を通じて、国・県・村から区長さんを通じて御回答、お知らせのほうはさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） ただいま、具体的にですね今後のスケジュール、まずは6月の区長会等で回答できるものについては回覧をするということで、スケジュールのほうはわかりました。

そこで、次に行きますが、今いただいたような具体的なですね要望案件と、そういうものについてはそれぞれ担当課でですね国や県等含めて協議を検討されていると思いますが、そういう要望に対する具体的な回答の方法ですね、これについてはどのような形で回答されるのか、そちらも併せて伺います。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 今御質問がありました、具体的な案件等について、それぞれ国・県含めてどのような方法で回答を行うのかというところでございます。

先ほども申しましたが、全体的なものにつきましては、それぞれ区長様を通じて御回答をさせていただきたいと思っております。

また、村・国・県それぞれの事業において回答しなければならないものについては、地区の説明会であるとか、あるいは区長さんが来られたときに代表してそこで回答していいものとかについては回答させていただきたいというふうに考えておりますので、いただいた御意見等については、回答できるものについては回答できる段階においてお知らせをしていきたいというふうに考えております。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） 今、具体的な内容の回答方法については、区長さんを通じたり、もしくは地区の説明会をやるということとそういうような回答方法をしていくという答弁でございましたが、ちょっとこれは過去の話といたしますか、過去に開催され

た座談会で、要望したけども何も回答もないという意見を聞きました。ですから、そういう説明会のときはですね、やっぱり村長から忌憚のない御意見をということで住民の皆さんから御意見をいただくわけですが、そういうふうには回答がないというようなことがないように、せっかくいただいた、小さなことから大きないろんな御意見があったと思いますけども、そういうことで回答がないということだけはないようにしていただきたいというふうに思いますので、最後に、村長、回答がないということだけはないという、その御意見について答弁をお願いします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

座談会については先ほど土肥課長が申されたようなことで、国・県も同席をいただいて、その対応をしているところであります。特に国・県におかれては、5地区ずっと回っていただいて、対応可能なものについては次の日に立会いを求めて確認をしたり、本当真摯にやっていただいております感謝を申し上げるところであります。

今、議員御指摘の、回答がないという事案があったということで、大変それは村民の方に失礼しているというふうに思っております。会についてはすべて聞き漏らしがないように録音させていただいております、それを持ち帰ってすべて文字おこしをして、それについて各担当の対応、また国・県の対応を全部チェックしております、そういうものがもし漏れていたということであれば大変失礼したというふうに思っております。これについては、また再度チェックをかけてすべて対応していくということにやっていきたいというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） 座談会の回答につきましてはですね、ぜひ、そのような取組で回答等をやっていただければと思います。

次に、4点目に移ります。五木温泉夢唄のですね現状と今後のスケジュールについてということでございます。まず、1点目がですね令和7年度の利用者数についてですね、この前の全協の折に、令和7年度の推計値が2万800人ということでございました。7年度のまずは実績をお伺いいたします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

令和7年度の実績でございますけども、入場者数が2万5,381名でございました。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） 今、担当課長からお話がありましたように、2万5,351人。推計値が2万800人でしたから、約5,000人近くは増えていたということであろうかと

思います。先ほど言いましたように、本年3月の全協で資料をいただいておりますけども、令和4年の実績が1万9,306人、令和6年度が2万3,893人、そして、今ありましたように令和7年度は2万5,351人と、非常に利用者の方は増えているというのがこの数値でわかるかと思います。

ただですね、この2万5,000人の数値が今の温泉施設として、多いのか少ないかはもちろん申し上げませんが、現在の温泉の経営につきましては非常に厳しいということで村としても、今、指定管理料を支出をしてですね村民の健康増進とか来村者の確保につなげておられると思います。

そこでですね、次に行きますが、現在の運営時間に対する考え方について伺います。先ほどございましたように、年間、令和7年度2万5,000人という利用者がおられる中で、現在の温泉の利用時間のほうが制限をされております。これは6月の道の駅だよりに記載はされておりますけども、温泉夢唄は燃料供給不足により営業時間を調整してというふうに記載をされております。もちろん、現在、イランとアメリカの戦争によってですね原油不足が全国的に影響を受けているというのも事実であります。一方、徐々にその中で石油の輸入も解消をしているとも聞いておりますので、これは村から指定管理を受けた株式会社子守唄の里五木のほうが判断されていると思いますけども、村にも相談があっているのではないかと思いますので、通常の営業時間と現在の営業時間も含めて、まずは考え方を担当課長に伺いたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まずは、通常の営業時間につきましては、村との協議の上、11時から21時となっております。こちらにつきまして、現在、先ほどありましたように中東情勢、こういったものを含めまして現在の変更された時間が15時から20時ということで、午後3時から夜の8時までということになっております。これにつきましては、指定管理者のほうから、燃料等の需要が厳しい状況になり得るということで協議をいただきまして、決定をさせていただいております。

なお、供給事業所のほうもいろいろ努力いただいて、今のところ休館せずに済むような形で行っております。この時間をどうしたかといいますと、うちの施設につきましては薪等をメインに使っております。ただ、薪の量も100%ではございませんので、薪を利用しながら、また、夜の部分につきまして薪の投入等の人件費もかかりますので、通常時は夜の部分について重油を使っているというのが現状でございます。

今回は、まず、昼間の部の薪をなるべく薪だけで使うということで、10時という

のを3時から6時ぐらいまでは薪でいくと、その残りを重油でいくということで、一番人が使う時間帯を集中して利用していただきたいということで時間の設定をしております。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） ただいま、担当課長から御説明がありましたが、もともと五木は薪と重油を兼用した温泉であるということで、重油の不足というのはないということですか、というのが温泉施設ですね、球磨管内の自治体にも温泉施設等がありまして、ちょっと私も温泉施設等の営業時間等を確認をしてみました、全部で6施設に確認したんですけど、営業開始の時間がですね午前7時というところが1、午前8時が1、午前10時が3施設、午後3時半が1と、また逆に終了時間については、午後10時が3施設、そのほかは午後9時半、午後9時、午後8時半というふうになっておりまして、現在の燃料による営業時間の短縮というのが、他の施設を見た場合にはですね通常の営業をやっているのに、五木だけに燃料が来ないのかなと単純に、燃料不足という理由がですね。

先ほどこっと人件費というお話もありましたけども、この時間をですね、というのが営業時間の短縮が始まった頃ですか、春だったですか、要はですね特に終了時間がですね今現在がもともと9時までを今1時間短縮しておく。この1時間については、先ほどの話でいくと重油で賄っている時間帯である。じゃあ、重油が今入ってきていないかという、重油がないわけではないと、よその施設も見た場合にはですね。この1時間の重油を、燃料を節約じゃないですけど、要はですね利用者の視点からいきますと、これからどんどん日が長くなるにつれて、やはり風呂に入るのに、一旦家に帰ってですね、それから着替え等を持って温泉を利用されると思いますが、日が長くなることによって自宅に帰ってもですねちょっと一仕事あたりをやった上で温泉をとというときに、この1時間の差が非常になかなか間に合わないという御意見もたくさんいただいておりますので、今後どれぐらい時間をですね制限されるのか、ちょっとわかっておれば教えていただきたいんですが。できれば終わり時間だけでもですね、1時間だけでも元に延ばすことができないのか、そういう検討が今後できないのか、その点を担当課長にお願いします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まず、燃料の供給状況ですけども、来ないわけではないですけども、全体的に制限がやっぱり厳しい状況は変わっておりません。ですので、受給いただくところからはいつ頃までは入るのが厳しいとかこういった情報をいただきながら、タンクの中の燃料を確保しているということです、使ってしまったからくださいとい

ったら次々にいただけるというようなものでもない。やはり、各施設、制限とかいろいろしながらやっていくというところはあろうと思います。

特にうちの場合は、先ほども言いましたけども、昼間はなるべく薪を使って、夜のほうを燃料でしておりますので、そこを制限したいと。また、一番温度を上げるのが露天風呂です。ですので、露天風呂を今、休止しております。そういったものをしながら、現在調整しております。

もちろん、通常の時間帯、今度の区長会事項の打ち合わせをするときも、元に戻すかどうかという話はもちろんありましたけども、まだ中東情勢がはっきりしたものではない中で、元に戻すのは厳しいんじゃないかということで、元に戻すのはすぐ、防災無線とかそういったもので情報を流して、極端に言えばすぐできるので、そういった情報はまた新たに流そうというような話になって、しばらくは現状でということになって、今回の区長会事項にも流す予定としております。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） 今月いっぱいはもちろんそういうことで、また、今月の区長会でも当分の間、そういう短縮の営業時間をお願いしたいということを周知されるというお話ですが、その1時間をですね、非常に、先ほど言いましたようにですね、その1時間を、やっぱり住民の利用者が、先ほどあったように2万5,000人というふうが増えてきておる、そういう利用者の方が非常に不便であるというふうに思っているわけですから、どうですか、村長、考え方として、その1時間を、やはり昼間の労働をして、夜、お風呂に入るといふ、そういうこれまでの時間帯を確保できないかと、日も長くなるこれからの季節においてですね。村長、考え方をちょっとお願いします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長

○村長（木下文二君） お答えいたします。

温泉の現在の運営状態については、先ほど土肥課長のほうが申しましたように、特に中東の燃料のいろいろな事情があつて入ってこないということで、一回はすべて営業をストップしましてやった経緯もあった中で、供給元のほうから確保できたということで今の時間帯でやっております。

先ほどありましたように、早く利用者の方には通常営業に戻して利用してもらえればというのは私たちも考えておりますけども、なかなか燃料の供給のほうはまだ不安定ということで、それを通常に戻して、また制限を掛けるとかそういうことがあつたら混乱を招きますので、これについては随時、指定管理の三セクのほうともやりとりをしながら、供給元のほうとも連絡を取りながら、これが兆しが見えてきましたら、今あったように1時間延長は可能かと思っておりますので、それについ

てはまた随時、現場のほうとは協議をさせていただいて、それが整うようであれば早く村民の方にお知らせをして、利用者の方にお知らせをしながら運営に努めていきたいと思っておりますので、今のところはそういう状況を見ながらということで、なるべく早く元に返したいというふうには思っております。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） 今、村長から答弁いただきましたようにですね、もちろん燃料供給のことが一番課題であろうかと思えますけども供給元とですねそういうお話をさせていただきながら、早くですね通常営業に、また1時間延長等が可能であれば、そういう営業時間帯の設定をですねやっていただきたいと思います。

次に、3点目です。新たな施設整備の今後のスケジュールについて伺います。本年度の当初予算におきましてですね事業費と財源等については説明を受けております。これは国の地域未来交付金事業を活用して、令和8年度と令和9年度の2カ年で整備するということで伺います。

そこでですね、今年度のスケジュールでございますけども、まず、国の交付決定は来ているのか、現在。交付決定が来ているのであれば、いつぐらいに工事を発注されるのか。本年度もですね3カ月過ぎようとしておりますので、今年度のスケジュールについて伺います。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

温泉施設の整備のスケジュールということで、昨日の債務負担行為のところでも御説明いたしましたけども、国からの交付決定は令和8年度分につきましては決定いただいております。また、併せまして、令和8年、9年度の2カ年にわたる地域未来交付金の事業の計画につきましても承認いただいている状況でございます。

これをもちまして、先日、債務負担行為を上程させていただきました。債務負担行為が決定いただきますけど、令和8年度予算と債務負担行為を合わせた金額での入札、契約行為ができますので、それをもって進めていきたいということで、現在、令和8年度の単価構成の見直しをさせていただいておりますので、債務負担行為が可決いただきましたら入札行為の準備、また入札、仮入札になろうと思っておりますので、そういった手続ができれば7月中には終えて、8月からは実際に工事着手ができればと思っております。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） ただいま、担当課長のほうからスケジュールについてですね、交付決定は来ているということと、事業承認も受けているということで、早ければ7月中には入札をやって、8月には工事と。この事業につきましてはですね2カ年

にわたってやる事業でございますし、特に大きな村にとっては事業でございますので、今日、スケジュールをお話いただきましたけども、村民の中には、いつから始めて、いつ終わるのかとか、新たな温泉施設のことについてなかなか情報が伝わっていない部分もございますので、今のようなお話がわかっているものがあればですね村の広報誌とかですね区長会等で、こういうことで新たな温泉施設を進めていきますというような情報提供が必要かなと思いますけども、担当課長、どう思いますか。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

先ほど御説明しましたとおり、入札行為につきましては4月中を予定しております。ただ、昨今の入札状況、また入札後の工事の進捗、材料不足等、懸念されるものが多くあります。こういったものを含めまして、まずは入札が無事済みしましたら、もちろん議会に仮契約等での議決も必要になろうかと思っておりますので、そういう説明もさせていただきますし、併せて、そういったことが村民のほうにも伝わってはいくと思っておりますので、そういったものを広報誌なり、また区長会なりで情報提供するなりも検討させていただきたいと思っております。今の現状でいきますと、8月から工事着手したときに、10カ月ほどを予定しておりますけれども、先ほど言ったように、今、特に設備、こういったものの流通がなかなか遅いという面もありますので、完了時期につきましては今後さらに協議をしながら進めていきたいと思っております。また、併せまして、事業費等ももしかすれば変更等いろいろある可能性もございますので、そういったものも含めて議会のほうには協議をしながら進めていきたいと思っております。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） ぜひですね、先ほども言いましたように大きな事業でございますので、村民のほうにはですねそういう情報提供あたりを十分やっていただきながら進めていただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（早田吉臣君） これで、豊永議員の一般質問を終わります。ここで、暫時休憩いたします。14時10分まで。

—————○—————

休憩 午後1時55分

再開 午後2時10分

—————○—————

○議長（早田吉臣君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、園田議員。

○5番（園田 久君） 5番、園田です。それでは、ただいまから始めさせていただきます。

最初は、高齢者世帯日常生活支援事業の利用促進についてでございます。まず、担当課長にお伺いします。

始めに、7年度は対象世帯、何世帯でございましたか。

○議長（早田吉臣君） 村山保健福祉課長。

○保健福祉課長（村山義治君） お答えいたします。

高齢者世帯日常生活支援事業の対象世帯につきましては、243世帯でございます。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） この事業を利用された世帯は何世帯ですか、7年度です。

○議長（早田吉臣君） 村山保健福祉課長。

○保健福祉課長（村山義治君） お答えいたします。

この事業は、チケットを75歳以上の世帯に配布して利用いただくものです。チケットの利用率でいきますと47%というふうになっております。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） 約半数の方がこのチケット券を利用されたということですね。

となりますと、あと半数の方は利用されていないということですか。お願いします。

○議長（早田吉臣君） 村山保健福祉課長。

○保健福祉課長（村山義治君） お答えいたします。

約半数の方が利用はされておられません。利用される作業内容につきましては、草払いとか家の家事とかそういったものが多いものですから、75歳以上の高齢者がいる世帯でも自分でできるという方も結構いらっしゃるのかなと思います。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） そうしますと、シルバー人材センターの方に利用したいということで申し込みをして、半数の方はやっていただいた。仮にシルバー人材センターに申し込みをしても、人材センターで作業をしていただく方が人数が少なくて、年間単位でもこれだけしかできない、あと残り半数の方の申し込みには対応できなかったということでしょうか。それとも、ほかにまた考えがあつてのことでしょうか。どういうふうに分析されておりますか。

○議長（早田吉臣君） 村山保健福祉課長。

○保健福祉課長（村山義治君） お答えいたします。

シルバー人材センターに申し込まれた方がこの数字の47%の方が申し込まれて、

申し込まれた方は全員、依頼内容をしていただいているというところでございます。

ただ、シルバー人材センターも人数に制限がありますし、作業内容によっては、高所の作業とか機械を使う作業とか、安全面からできないというところもございますので、またお盆時期とか時期によっては依頼が集中するものですから、ちょっと待っていただいたりとか、その間に、じゃあもういいですとかというそういった方もいらっしゃるのではないかというふうに考えております。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） 高齢者の方がシルバー人材に連絡しても、ちょうど申し込みが重なってできない、あとは、いつまでにしたいという時期がまたそこもずれて、そのあとについては自分でやると。あとは、お願いしてもシルバー人材センターの方も高齢者の方がほとんどですので、このサービス内容を見ますと、はしごを掛けてやるとか、ただ地面で作業をするという作業なら、高齢者の方、シルバーの方もできる仕事もあるかもしれないけど、そういうのは自分でもできる。あとは高所でのはしごを掛けてやったりとか、屋根に登ってやったりという、樋の掃除とか屋根に被っている木を切ってくれとかそういう申し込みがあっても、シルバーの方もそれには、高所作業は応じられない。そういうところについては、まだやりたくても、自分でもやれないし、そういう利用もできないという方もいらっしゃいます。

そういう方についてはですねシルバー人材センターが主になってやっていただく中で、そういう高齢者の方のシルバーが請け負いきれない分については、村内のですね業者の方もいらっしゃいます、森林組合さんとか振興公社さんとか、また建設会社の大工さんとか、そういう方々も含めてですねそういうところ是对応して、皆さんが日常生活の支援ができるようなところでの支援もお願いしたいという意見もございました。

それからまた1つ、頭地代替地とか、ほかの代替地の施設ですけども、周りが全部アスファルトとかちゃんとしたコンクリート、石垣で周囲があっているところは、頼むところも垣根もないし木もない、庭木もない、草むしりのところもないような状況のところもいらっしゃいます。そういうところはですねうちは頼むところもないんだけど、家の周りの真夏の照り返しの熱でなかなか家におっても蒸し風呂、かといって外に出れば、また日射病も心配で困っている。できれば電気料については高齢者笑顔交付金ですか、そういうのを皆さんに対応していただいております。そういうのも併せて、今後エアコンを取り付けたりとか、新たに購入したりとか、一時的なことでですねそういうのも利用し、ほかにない方はすぐにも利用して何とかそれを活用できないか、そういうふうな意見もございました。それについてお伺いしたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 村山保健福祉課長。

○保健福祉課長（村山義治君） エアコンの設置、買いたいということで、エアコンにつきましては2027年度問題といいまして、エアコンの省エネ基準が厳しくなって総体的にエアコンの価格が高くなるというような状況もございます。

村といたしましても何らかの支援は必要であると考えておりますが、エアコンにつきましては、一般的な家電ということで対象者が限定されたものではありませんので、対象者の範囲とか、エアコンの機種とか個人によって違うと思いますので、そこらへんの対象範囲をどうするのか、また補助額をどうするのか、幅広い協議が必要になってくると思っております。

今後の対応といたしましては、来月、保健福祉課の事業説明会を開催いたしますので、各地区で住民の意見や需要を伺いながら、どういった支援ができるのか検討してまいりたいと考えております。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） 今後ですね高齢者の方の多様な要望に応じられるようにですね、今は私がお伺いした範囲での話ですけれども、これからはそういうような庁内でのこういう話があった場合に、誰かがそういうような高齢者の方の様々な要望に応える担当、高齢者の困りごと係とかそういう方を一応担当をつくっていただいて、その方がそういうような内容をお聞きしてシルバー人材センターが主になりますけれども、そこでやっていただく仕事、そこで対応できない仕事、いろいろありますので、そういうようなところをですねそこを調整していただくなり紹介していただくなりして、高齢者の方がですね、今47%とおっしゃいましたけども、それが皆さんがこの支援の事業を利用できるように、一応検討していただきたいということでございます。村長、最後によろしくお願いします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、議員の御指摘のとおり村では高齢化率が50%を超えまして、その中でも特に75歳以上の独り暮らし、二人暮らしの世帯も増えてきているというふうに聞いております。そういう中で、今取り上げていただきました高齢者の世帯日常生活支援事業、これについてはもともとスタートしたときにはコロナ禍の中で身内の方も移動が制限がされたということで、それについての例えば家の中の掃除とか家具の配置換えとか模様替えとか庭の掃除ができない、親戚も帰ってこない、子どもも来ないという中で、それでは高齢者の支援をやりましょうということでスタートしまして、それについてお助け券的な券をつくって、そのときに支援をしたという経緯で、非常にこれは高齢者の皆様から好評いただいております、今まで継続をしている

事業であります。

もう1点は、先ほど御紹介いただいた笑顔給付金も、特に夏場は暑くなってきましたとなかなかエアコンが付いておってもなかなか電気も入れない、節約をしてもつたないということで、そういうことで屋内での熱中症がありますので、そういうことがないようにということで2万円給付をして、電気代、冬の燃油代に充ててくださいということでそういうのも今、笑顔給付金ということでやらせていただいております。

村民全体については物価高ということで、この前、五木の子守券を皆さんに使っていただくということで、1名3万円の券を配付しまして、どうにか皆さん全体を支えていこうということで行政も取り組んでおります。

そういう中で、村山課長のほうも答弁がありましたように、来月、福祉事業の説明会で各地区を回っていきますので、そういう細かいところの要望もしっかり聞きながら、その需要に応じたいろんな政策をとっていきたいというふうに思います。

最後に園田議員のほうからあったように、担当課のほうでそういう困りごとの受付の担当とか、何か電話でもお知らせすればという話ですけども、これについては、今、福祉課と社会福祉協議会のほうで一緒になってそういう支援をやっておりますので、福祉協議会、また担当課のほうにもそういう視点でどうにか対応窓口を1つに限定するなり、それはちょっと一緒に協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 村山保健福祉課長。

○保健福祉課長（村山義治君） シルバー人材センターでできないような作業をどうするかというところでございますが、これにつきましては保健福祉課を窓口といたしまして、関係所管課とか村内事業所と連携し、支援できる体制について検討してまいりたいと考えております。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） それでは、そういう対応を取っていただいて、47%からですね笑顔給付金のように100%近く、皆さんがそれによって高齢者の笑顔、そういうところを目的にされておりますので、それを活用することによって喜びを感じるような方向に向けて進めていただきたいと思います。これで、1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問でございます。携帯電話の利用拡大についてということでございます。五木村内の各集落で携帯電話の利用が困難な地区、1つは伺っているところでは吐合地区は利用できない地区があるということを地区の人から伺っ

ております。ほかにも村内で携帯電話の通話が困難なところがあるかどうかをお尋ねします。担当課長、よろしくお願いします。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

まず、NTTドコモのみを前提とした話をさせていただきます。実際あります。場所としては、宮園地区の一部とちょっと上流側、平野地区、それから野々脇地区も若干入りにくいという話がありました。外では入るけど、家の中では入らないという話です。その家庭の方は対応ができていますけど、そういうところがあります。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） そのような村内の地区でまだ通話が困難な地区について、どのように解消するか、その検討はされておりますか。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

まず、さっきの野々脇地区のある家庭は、ドコモに連絡してもらって、我が家もですけれども、レピーターという機械があります、うちも付けました。そのほかで検討しているかと、去年の9月29日にドコモのほうに再三お願いしています、どうにかならないかということで、提案を受けました。中身が、採算が合わないからドコモではできませんと、前提が。村のほうで費用を出してもらったら、うちのほうで鉄塔とか建てます。ざっくり言います、平野地区、宮園一部をカバーできるようになるのは2基必要だと。土地の提供は五木村でお願いします。土地の提供はフェンスとか合わせて5メートル、5メートルです。鉄塔が14メートルです。問題なのは金額です。1基建てるのに3,500万円。2基必要ですので7,000万円。実は、このときに令和8年度の予算にどうしようかと、午前中ありました過疎債しかないものですから、7,000万円もまた借金が出るということでちょっとこれは無理かなということで、令和8年度の予算には反映していないのが現状です。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） 私のところはですね、以前、熊本国体があったときに入るように設備を付けていただいた。それから30年ですね入るような状況です。まだ、いまだかつて入らない、もう30年以上やってもそういう利用ができないところがあるとすればですね、私はその方々のところも、今、携帯電話は必須アイテムですよ。できれば、同じように村内の方、どこでもとはいいませんけれども、自分の住んでいるところでは使えるように、また、さっきからも出ましたように、移住者の方もお願いして、入らないところ、入るところがあって、またそういうところで不便も掛けるといろいろあります。そこを一遍にどうこうというのは、やっぱり先ほど

言われたように難しいところがありますので、計画的にですねそのところも各地区、通話ができない地区の解消に向けて何とかやっていただきたいということですから、どうでしょうか。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

先ほど申したとおり、多額のお金が必要ということで、今ちょっと止まっている状態。ただ、国庫補助事業なんかを今年度に見て、来年度、国庫補助金がどのくらい、2分の1とかそういうのが付けばやれるとは申しませんが、ただ、2分の1としても、さっき7,000万と言いましたので3,500万は借金と。やっぱりドコモさんに何回言っても、営利企業なものですから嫌と、首を縦に振りません。五木村さんがお金を出してくれればということで、ちょっとそこは検討と申しますか、考えさせてもらいたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） その話をお伺いしますと、ちょっと次の質問があれなんですけれども。私は下梶原地区で毎年、御存じの方もいらっしゃると思いますけれども、焼畑をやっております。そこには伝統継承を目的とした中学校、林大、一般の方に向けて100人以上の規模でやっております。この場合も通話ができない。大規模林道沿いというのは、さっきも出ました白蔵線、県道白蔵線の工事も進めてあります。それから林業系の会社も1,800ha県有林もございます。観光客も狩猟者もたくさんの方が利用されておまして緊急時の連絡もあります。そして大水の日の対応もあります。業務上の連絡等もございます。支障が多いところですので、今の話を聞くと、あそこが通話できる状態には困難なことだとは思いますが、ここを付けるとカバーがする範囲が広がるとかそういうところをですね選んでいただきながら、近くでいくと通話ができるエリアを設けていただいて、何かあったらそこまで行く、そのような形ででもですねどうにかできないか。一番大規模林道を利用することになるのは熊本県が1,800ヘクタールありますので、県なり、業者さん系の方もございますので、方にも話を持っていけばまた協力していただけると、それは私が今、勝手な。いろんな方、各方面にお願いするなりして、何とかそういうところをですねエリアを下梶原地区でもですねつくっていただけるように御要望したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えいたします。

私も建設課時代、大規模林道が通じないのと、困ったというか、役場と連絡を取るときにつながらないなと思ったことは何回もあります。それから、議員おっしゃ

るとおり、事故等を考えたときに携帯電話が繋がらないと、つながるところまで行って、その間時間が空きますので、私も必要とは思っている次第です。

先ほど申したとおり、営利目的の会社であって、やってはもらえないのかなと感じてはいるところです。必要性はわかります。

それから、先ほど村道白蔵線の話をして、あそこが地すべりで、あそこの上に、そこは地すべりがあっているせいで線を取っております。あれがもし復帰できたら少しは大規模がつながるんじゃないかなという気はしています。まだちょっと調べています。あそこが今、線を止めていますので、まだつながらない状態であります。

それから、緊急時の手段と申しますか、スターリンクといって人工衛星、それも天候によってデータ通信ぐらいしかできない。詳しい職員に聞いたら、LINE電話はできるようですよみたいな感じで、できたらそっちのほうを使ってもらったほうが早いのかなと。先ほど申した検討というか何か考えてみたいとは思っています。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） これで、私の一般質問を終わります。

○議長（早田吉臣君） これで、園田議員の一般質問を終わります。

以上で、4名の方の一般質問が終了しました。

—————○—————

日程第2 質疑

○議長（早田吉臣君） 日程第2 議案の質疑を行います。

昨日までに議案第48号までの質疑が終了しております。全議案に対して質疑漏れなどございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） それでは、これで質疑なしと認め、これで全議案に対する質疑を終わります。

議案に対する質疑が終了いたしましたので、質疑の終結を宣告します。

—————○—————

日程第3 討論

○議長（早田吉臣君） 日程第3 討論を行います。

承認第2号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで承認第2号の討論を終わります。

次に、承認第3号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで承認第3号の討論を終わります。

次に、議案第38号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第38号の討論を終わります。

次に、議案第39号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第39号の討論を終わります。

議案第40号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第40号の討論を終わります。

次に、議案第41号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第41号の討論を終わります。

次に、議案第42号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第42号の討論を終わります。

次に、議案第43号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第43号の討論を終わります。

次に、議案第44号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第44号の討論を終わります。

次に、議案第45号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第45号の討論を終わります。

次に、議案第46号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第46号の討論を終わります。

次に、議案第47号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第47号の討論を終わります。

次に、議案第48号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第48号の討論を終わります。

議案に対する討論が終了しましたので、ここで討論の終結を宣告します。

日程第4 採決

○議長（早田吉臣君） 日程第4 議案の採決を行います。

承認第2の採決を行います。原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号の採決を行います。原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第38号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙

手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議員派遣について

○議長（早田吉臣君） 日程第5 議員派遣について、議題とします。

お手元に配付しております議員派遣については、このように決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、議員派遣の件につきましては、お手元に配付してありますとおり決定いたしました。

-----○-----

日程第6 閉会中の継続審査・調査について

○議長（早田吉臣君） 日程第6 閉会中の継続審査・調査について、議題とします。

お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の継続審査・調査について申出がっておりますので、一括してお諮りします。申出のとおり、閉会中において審査・調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、各委員長からの申出のとおり、閉会中において審査・調査することに決定をしました。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時46分

再開 午後2時46分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。本定例会に付託された事件はすべて終了しました。したがって、本日閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

令和8年第2回五木村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後2時46分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを認めるためここに署名します。

令和 年 月 日

五木村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

五 木 村 議 会 会 議 録
令和 8 年 第 2 回 定 例 会

令和 8 年 6 月 発 行

発行人 五 木 村 議 会 議 長 早 田 吉 臣
編集人 五 木 村 議 会 事 務 局 長 木 野 徹 也
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス

電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
五 木 村 議 会 事 務 局

〒868-0201 球磨郡五木村甲2672-7  
電 話 (0966) 37-2211

# 資 料